

令和3年

# 厚生委員会会議録

とき 令和3年11月29日

品川区議会

令和3年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和3年11月29日（月） 午前10時00分～午後2時23分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 鈴木 博 君	副委員長 鈴木 ひろ子 君
	委員 石田 秀男 君	委員 若林 ひろき 君
	委員 せお 麻里 君	委員 石田 ちひろ 君
	委員 木村 けんご 君	委員 高橋 しんじ 君

出席説明員	伊崎 福祉 部長	寺嶋 福祉 計画 課長
	宮尾 高齢者 福祉 課長	菅野 高齢者 地域 支援 課長
	松山 障害者 福祉 課長	櫻木 生活 福祉 課長
	福内 健康 推進 部長 (品川区保健所長兼務)	高 山 参 事 (健康推進部健康課長事務取扱)
	秋山 保健 整備 担当 部長	鈴 木 参 事 (品川区保健所生活衛生課長事務取扱)
	豊嶋 新型コロナウイルス 予防接種 担当 課長	

○午前10時00分開会

○鈴木（博）委員長

ただいまより、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査およびその他を予定しております。

本日も、これまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、予定表の順序の変更や理事者の入れ替え等も適宜行いながら進めてまいります。

そのため、所管質問については、会議の効率的運営の観点から、なるべくご配慮をいただきたいと思っております。

その上で、なお、ご発言を希望される方は、今の時点でお申し出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○鈴木（博）委員長

ありがとうございます。

それでは、本日も会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしくお願いたします。

---

1 議案審査

(1) 第68号議案 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

○鈴木（博）委員長

それでは、予定表1、議案審査を行います。

初めに、(1)第68号議案、品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いします。

○松山障害者福祉課長

皆様、おはようございます。

それでは私から、第68号議案、品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。恐れ入ります、お手元の資料をご覧ください。第64号議案と第68号議案、双方が関連するものですので、一緒の資料とさせていただきます。

まずは、第68号議案の条例改正でございます。令和3年8月30日に区民の方から、障害者福祉の進展のためということでご寄附を頂きました。その寄附金につきまして、「障害者福祉基金」として基金形成するため、条例の一部改正を行い、また、本日後ほどのご審議になりますけれども、財政措置を図るというものでございます。

基金の内容および目的でございます。内容につきましては、社会福祉基金5,000万円、目的は障害者福祉の進展のためでございます。寄附の受領日は令和3年8月30日でございます。

基金設置の根拠は、地方自治法第241条第1項によるものでございます。これに伴いまして、条例の一部改正を行うというものでございます。

恐れ入ります。1枚おめくりいただきまして、新旧対照表の裏面をご覧ください。

左側の新しい欄のうち、赤字部分で記載させております別表に、障害者福祉基金5,000万円という

ことで、基金形成をしているものでございます。

施行日は公布の日からと考えております。

それから恐れ入ります、資料の1枚目にお戻りいただきまして、財源措置等についてです。今回の補正予算で計上させていただきまして、補正予算議決後には、基金の運用を始めたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

#### ○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○石田（秀）委員

ご説明ありがとうございます。障害者福祉基金ということで、今、これが5,000万円寄附を頂いたということでもありますけれども、もちろん個人名が出ているものもあるし、これは多分匿名でというお話なのだろうなど想像するところではありますが、個人情報の問題もありますけれども、障害者に限定しているということは何か背景があると思っております、その辺の背景的なもの、しゃべれる範囲で結構なのですが、もう少し教えていただきたいと思います。その辺、どこにどのような形、何があつて、このようなことになって、障害者の方というようなことになったのかというような、分かる範囲というか、しゃべれる範囲で結構なので教えていただけますか。

#### ○松山障害者福祉課長

このたび寄附者の方が障害者福祉基金、障害者福祉の進展のためというご意向がございました背景についてでございます。寄附された方のお子さんが区立の障害者施設に入所しており、お子さん、ご家族とも、そのおかげで安心して生活することができ、区と運営事業者に大変感謝しているということで、その背景がございまして、このたびご寄附を頂いたものでございます。

#### ○石田（秀）委員

その辺のところはちょっとあれなのだけれども、これもしゃべれる範囲でいいのですが、区立施設に子どもをお預けになっていたということなのだけれども、これはお伺いしたいのは、区立といっても多分いろいろあつて、いろいろ事業者がいて、最近、例えば区立もあれば私立もあるではないですか。民間、民民のようなものもあるではないですか。例えば区立でどこまでが区立というか、施設が区立でも、そのようなものは全部区立です、私立は私立です。特別養護老人ホームなどでも、障害者施設などでも、そのようなものがあるではないですか。例えば完全民営、私立で、そこで例えば特別養護老人ホームなど、そのようなものが今私立などがあつて、そこにお世話になったと。では、それはもうありがとうといつて、そこへお金を寄附されるというと、そこへ入ってしまうのか。ここは多分区立といつても、例えば福栄会や品川総合福祉センターなど、三徳会もどこに位置づけるかということはあるけれども、そのようなところにお話があつたら、それは区で受けるというようになっているのか、その決め事のようなものがあるかなと思うのですが、その辺のところは分かれば、ちょっと教えていただきたい。

#### ○松山障害者福祉課長

施設の中でも、今回は区のほうにまず最初にお話しいただきまして、区立の障害者施設の入所施設といえますと、区内ではかがやき園1か所でございます。そちらのほうに入所されていて、非常に区と運営事業者についての感謝をしております、設置した区に対して寄附をしたいということが大きな理由でございます。

**○石田（秀）委員**

それでもう1点、例えば私立があるではないですか。これはごめんなさい、障害者福祉課ではなくなってしまうかもしれないのだけれども、例えば高齢者施設で、私立などがあるではないですか。そこへ今のような感じでお世話になったから寄附したいといった場合は、その事業者に、区に来るのではなくてそこへ入るという理解でいいのか、その辺の決め事というものは何かあるのかなということです。

**○寺嶋福祉計画課長**

社会福祉指定寄附金全体の話になりますので、一般論としてお答え申し上げますけれども、基本的には寄附者の意向というものが全てになってきますので、例えば民立の施設に感謝の気持ちで、その法人に、施設に寄附したいということがあれば、それはその法人で寄附を受け取っていただくということになりますし、区立の施設の場合でも、今までの事例としてあったかどうか分からないですけれども、その指定管理者の運営法人に対して寄附をしたいということも当然あるかと思いますが、今回は、そのような意味ではその施設設置者である区のほうに、社会福祉の進展のために使ってほしいということでご寄附を頂いたということで、区が受領したと、このような形になっております。

**○石田（秀）委員**

最後に1点だけ。

今、これはかがやき園だから、このようなことが起きたということは、それはそれで非常によくやってくださったのだろうという。これも一般論でいいのだけれども、このようなことがあったときというのは、例えばそのようなときに、よく表彰制度のようなものがあるではないですか。区でも、いろいろ貢献してくださった方などに。せっかくこのようによく感じていただいて、寄附をしてくださった。ではこの施設、例えばかがやき園、福栄会になりますが、そのようなところに何かありがたいというような、表彰制度のようなものというのは、ほかのところでは一部あるところもあるけれども、そのようなものというのは、こういう福祉部門の寄附などがあったときは、そのようなものはあるのでしょうか。

**○寺嶋福祉計画課長**

記憶では何か明文化された、いわゆる制度的なものを福祉部で持っているかと言われると、ちょっと思い当たるところがないのですけれども、こういった事例に関して、まさに今回のような場合は、設置者はもちろん区ではありますが、当然ながらそこでお世話になって感謝しているところには、そこで働いている方、要するに従業員の方、法人があつての結果だと思しますので、区として何らかの形でそのことはお伝えする必要はあろうかというふうに考えております。

**○石田（秀）委員**

分かりました。

**○鈴木（博）委員長**

ほかに何かご質問はございますか。

**○石田（ち）委員**

これまでも寄附された、こうした基金を使ってきたと思うのですけれども、障害者福祉の分野では、この間どのように使われてきたのかということを知りたいということと、あとこれから、今回の寄附金を、どのように使っていくかということは、もう考えているものはあるのか、そこをお伺いします。

**○松山障害者福祉課長**

障害者福祉分野での基金の活用についてというご質問でございます。まず直近では、基金の積立てによって障害児者総合支援施設の整備に活用させていただいたというものがございます。

2点目ですけれども、今回の方につきましては、寄附された方、やはりこれまでもそうでしたが、本人のご意向に沿って活用させていただくということになるかと思っております。寄附された方というのは、やはり区立施設に入所されて、安心して生活を送れているということを非常に感謝しているということで、ご本人からは、障害ある方の施設等を整備する際にぜひ活用してほしい旨を伺っております。

#### ○石田（ち）委員

分かりました。

以前にこの障害者福祉分野でということで寄附をされた方で、まさに先ほど課長もおっしゃったように、障害児者総合支援施設の建設時にその寄附金が使われたということなのですから、そのときに寄附された本人はもう亡くなられて、遺族の方からご意見が寄せられたのですが、施設の建設は当然区のお金でやられるもので、要は税金が使われるもので、それを少なくするためにこのうちの家族が寄附したお金が使われた感じがして納得いかないというような思いが寄せられたのです。なので、今回のこの方は区の施設にお世話になったので施設整備にというようにおっしゃられてというところでは、若干明確かと思うのですけれども、こうして寄附される方々の思いというものを聞く機会というのは、そしてこのように使いますと事前に伺う機会というものはあるのでしょうか。

#### ○松山障害者福祉課長

寄附者のご意向に沿っての活用の仕方ということでございますけれども、寄附の申し出があつて、寄附のご要望をお伺いして、何度も十分にこちら区としてもコミュニケーションを図らせていただいて、ご意向を十分にお伺いして、納得された形ということでお話を伺っているというところでございます。このような寄附されるということのご本人のご意思というところなので、障害者福祉の場合、もちろん寄附金の場合、ソフト面、あるいはハード面、いろいろ使い道はあろうかと思いますが、今回の方に限っては、ソフト面ではなくてハードで残るような形でぜひということですので、必ずご納得いただけるような形で十分協議をして、これまでもしていたつもりですし、今後もその意向に沿ってということは変わるものではございません。

#### ○石田（ち）委員

分かりました。

そのような意見を聞いて、十分納得していただくということは本当に大事だと思うのですけれども、寄附された方が亡くなっている場合というのは、その意向というものは遺族になるのですか。確認する手だてはあるのですか。

#### ○松山障害者福祉課長

あくまでも寄附者のご意向ですので、あくまでも区として、受領した際に確認をするという形になっております。

#### ○鈴木（博）委員長

いいですか。

ほかに何かご意見はございますか。

#### ○高橋（し）委員

私が不勉強で分からないのでお尋ねしたいのですけれども、この条例は品川区社会福祉基金条例で、その中に、別表にあるように幾つか基金があると。そうすると、目的、どこにどのように使われるかということで、社会福祉に関する云々ということなのですから、それはこの別表の基金全てに係る話ですよ。ということは、今、障害者福祉基金というように新しくつくりましたけれども、障害を持つ

た方々、いわゆる障害者に関わることではなくても使えるという認識でよろしいのですか。つまり、この障害者福祉基金は、この全体の条例の中の一部でしかないので、例えば高齢者の方の施策に使えるのですか。第1条の社会福祉のために使うというように書いてあるのは、別表の全てにわたるといってよろしいのでしょうか。

#### ○寺嶋福祉計画課長

これもまた社会福祉基金全体のことなので、私のほうから答弁申し上げます。

まず、広く全体として、高齢者福祉も障害者福祉もその他も含めまして、社会福祉のためにというように頂いた基金につきましては、この社会福祉基金条例の中の別表の中に加えていく、もしくは崩す場合は落としていくという、そのような形の処理があるということです。

それで、先ほども障害者福祉課長もご答弁申し上げたとおり、まず寄附を頂く段階で意向の確認をすということ、基金にした後、実際にそれを活用をさせていただくまでにかかなりの時間が経つ場合がありますので、確認としてはまず寄附を頂いたときにすると。そのときに、広く社会福祉全般にというお話があった場合には、恐らくこの別表の社会福祉基金という、その基金にそのような名称をつけているということ、これは分野問わず、社会福祉に充てられるものには充てていくということ、一方で、例えば別表の6つ目ですね、矢部久子高齢者用社会福祉基金、これは寄附者が高齢者福祉のために使ってほしいというご意向があったことを踏まえて、このような名称を設定してよろしいでしょうかということを確認を取った上で、こういった寄附名にしているということでもあります。

したがいまして、今回の障害者福祉基金というのは、社会福祉基金全体の中の別表には入りますけれども、目的が障害者福祉のためということでありましたので、障害者福祉基金という名称をつけて、これは社会福祉全体ではなくて障害者福祉のために使う基金ということ、このような基金名をつけているという、そのように分けているということです。ですから、委員のご指摘につきましては、今回のものは広く社会福祉全体に使えるということではなくて、制度上使えないということでは、恐らくないと思うのですけれども、寄附者の意向という、あくまでも実務的なやり取りの中で、障害者福祉のために使うということを明確にするために、このような基金名で区別をしていると、このようなことになります。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございます。

今の課長の説明は、条例の中には書いていないのですよね。ということは、基金の目的は社会福祉事業全体に、別表にあるように充てられるということですね。もちろん寄附者の方の意思というものは大事で、そのような形でお使いになると思うのですけれども、何というか、それだったらそのような立てつけで条例をつくったほうがいいのかと思ったり、もう少しこの条例の中の書き方があるのかなと思いました。その、何というのだろう、使えないことではないけれども、障害者の方のために使うということはもう重々承知しておりますが、すみません、何か私、不勉強で。条例の立てつけがこれでもいいのかなと思ったので、その点だけ。

#### ○寺嶋福祉計画課長

別表中の基金の目的と書いてあるところの、恐らく表記の問題になってくると思うのですけれども、場合によっては、今ご指摘があったように、ここの目的のところをそれぞれ、例えば横線を引いて具体的に書き込むなどといったことが必要になってくるかどうか、ちょっとこの辺りは全庁的な部分もありますので、確認させていただいて、より分かりやすい内容となるように、今後の工夫、研究とさせてい

ただきたいと思います。

○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長

ほかにご質問がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○石田（秀）委員

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○せお委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○木村委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○鈴木（博）委員長

それでは、これより第68号議案、品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

---

(2) 第72号議案 指定管理者の指定について

(4) 第74号議案 指定管理者の指定について

(5) 第75号議案 指定管理者の指定について

○鈴木（博）委員長

次に、(2)第72号議案、(4)第74号議案および(5)第75号議案の3件の指定管理者の指定についてを一括して議題に供します。

本件3議案につきましては、入所系サービス施設といたしまして関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

#### ○寺嶋福祉計画課長

それでは、初めに私から、福祉部が所管する公の施設の指定管理者の指定に関する全般的な事項についてご説明いたします。その後、施設の種別ごとに、各所管課長より順次ご説明を申し上げます。

今、委員長からご案内がありました第72号議案、第74号議案、第75号議案、この後続きます、さらに3つの議案と全て共通した全般的な事項になりますので、冒頭に私のほうからご説明を差し上げます。

まず第72号、第74号、第75号の各議案につきましては、高齢者福祉課所管の入所系施設になります。この後別途ご審議いただきます第73号議案は高齢者福祉課所管の通所施設、第77号議案は高齢者地域支援課所管の住宅施設、ここまでが指定管理者の継続の案件となります。第76号議案は高齢者地域支援課所管の通所施設で、新規の指定管理者となります。

それでは、第72号議案、第74号議案、第75号議案に絞ってご説明いたします。

初めに、資料の1の管理を行わせる施設、資料の2、指定管理者候補者、3、指定期間につきましては、次ページになりますが、別紙1ということで一覧表をご用意させていただきました。この別表のとおりとなっております。それぞれの詳細につきましては、後ほど各所管課長よりご説明いたします。

お戻りいただきまして、資料の4になりますが、指定管理者候補者の選定でございます。地域密着型多機能ホーム、特別養護老人ホーム、高齢者住宅につきましては、品川区指定管理者制度の活用に係る基本方針の規定によりまして、現行の指定管理者を指定管理者候補者として選定をいたしました。また、高齢者多世代交流支援施設につきましては、公募型プロポーザル方式により選定をしたところでございます。

次の資料の5、選定までの経過でございます。こちらにつきましては、別紙2という資料で施設ごとに詳細を用意してございますが、私からは全体の共通事項としまして、まず審査の過程としましては、第1次審査の予備委員会、それから、その結果を受けて、第2次審査の選定委員会の2つの委員会により審議をしました。第2次審査の選定委員会には、有識者の方に加わっていただくとともに、継続、新規にかかわらず、運営事業者によるヒアリングを実施いたしました。今回の選定方法につきましては、本年8月の厚生委員会でもご報告いたしましたが、今年度より全庁的に行った品川区指定管理者制度の改定に沿ったものとなっております。

資料の6、今後のスケジュールにつきましては記載のとおりで、指定議決後に決定通知書を送付し、最終的な協議を経て協定締結となります。

それでは、各施設の詳細につきまして、所管課長よりご説明いたします。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

それでは私から、今回高齢者福祉課が所管をいたします施設について、選定までの経過をご説明申し上げます。

まず、資料の2ページをご覧ください。別紙1でございます。高齢者福祉課所管施設といたしましては、資料の上半分、地域密着型多機能ホーム3施設、それから特別養護老人ホーム1施設、計4施設でございます。先ほど福祉計画課長からご説明がございましたとおり、まずは入所系施設の3施設についてご説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。ここから各施設の選定委員会等における結果報告書となっております。初めに品川区立小山地域密着型多機能ホームでございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。目次となっております。ローマ数字のⅠからⅣまで、各施設報告書の記載項目は同一となっております。

なお、ここから先のページ数についてですが、中央に記載のものが施設ごとのページ、左右に記載をしているものが通しでのページ数となっております。説明の際は、この左右に記載の通し番号としてのページ数を用いて行わせていただきます。

おめくりいただきまして、6ページをご覧ください。Ⅰ、指定管理者候補者についてでございます。こちらは社会福祉法人新生寿会、指定期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間でございます。4、候補者選定方式・理由でございます。今回、高齢者福祉課所管の4施設につきまして、全て公募によらずに現行の指定管理者を候補者として選定をいたしました。6、選定理由でございます。資料に今回選定をいたしました主な理由を記載しております。これらのことから、次期の5年間についても、充実した施設運営が期待できるというふうに判断をしたところでございます。

7ページをご覧ください。Ⅲ、選定経過でございます。今回大きく2段階での選定となっております。最初が、こちら記載の予備委員会でございます。こちらでは、事業者から提出された書類の審査、財務分析の評価を行いました。委員の構成につきましては、資料に記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、8ページの中ほどやや上、(4)をご覧ください。ここでは、選考基準に基づく採点表を記載しております。提案内容と財務状況に関するそれぞれの評価で審査をいたしました。400点満点で315点となっております。その下、(5)では、この会議で出た各委員の主な意見について、その要旨を記載してございます。

続きまして、9ページをご覧ください。2段階での選考の2番目となります選定委員会でございます。(1)、委員名簿につきましては、資料に記載のとおりでございます。(2)、開催概要でございます。選定委員会では、予備委員会での結果を参考に、事業者によるプレゼンテーション、ヒアリング、これまでの運営実績、今後の運営計画、財務分析評価を行い、候補者を選定いたしました。

おめくりいただきまして、10ページをご覧ください。一番下、(5)、選定委員会での採点結果でございます。記載のとおり、400点満点で338点となっております。

お隣、11ページ、(6)の会議要旨でございます。選定委員会における各委員の主な意見を要旨として記載しております。なお、一番下、Ⅳ、最終選定結果についてでございますが、この基準に基づきまして審議を行いました結果、当事業者は当該施設の指定管理者として適格であると判断し、指定管理者候補者として選定をしたところでございます。

おめくりいただきまして、12ページには予備委員会、選定委員会、それぞれで使用いたしました評価項目・配点表を記載しております。

資料の構成につきましては、以下施設も同様でございます。

次は、少し飛びまして23ページをご覧ください。ここからは品川区立東五反田地域密着型多機能ホームでございます。

2枚おめくりいただきまして、26ページをご覧ください。指定管理者候補者は、同じく社会福祉法人新生寿会、指定期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間でございます。一番下、6、選定理由につきましては、資料に記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、28ページの中ほど、(4)予備委員会における採点表でございます。こちらの施設につきましては、400点満点中319点となっております。

1枚おめくりいただきまして、30ページの一番下、(5)、選定委員会における採点表でございま

す。こちらでは400点満点中332点となっております。

お隣、31ページの一番下、最終選定結果についてでございますが、こちらにつきましても、基準に基づいて審議を行った結果、当事業者は当該施設の指定管理者として適格であると判断をいたしまして、指定管理者候補者として選定をいたしました。

1枚おめくりをいただきまして、33ページ、こちらは品川区立上大崎特別養護老人ホームでございます。

2枚おめくりいただきまして、36ページをご覧ください。指定管理者候補者は、社会福祉法人愛生福祉会、指定管理期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日の5年間でございます。6の選定理由につきましては、記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、38ページの中ほど、(4)、選考基準に基づく採点表でございます。予備委員会における採点表でございます。こちらでは400点満点中314点でございます。

1枚おめくりいただきまして、40ページの一番下、(5)、選定委員会における採点表では、400点満点中339点となっております。

お隣、41ページの一番下、最終選定結果につきましては、こちらでも当事業者は当該施設の指定管理者として適格であると判断をして、候補者として選定をしたところでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

まず、この指定管理者候補者選定結果等報告書を読ませていただいて、共産党は以前からこの指定管理に係る議会への報告書の充実や改善を求め続けてきまして、透明性や公平性が確保されていることが大事だということで、他区の事例なども紹介しながら求めてきたところですが、一定前進したのかなという思いで読ませていただきました。

それで、まず全体的なところで伺いたいのですけれども、それぞれ施設の設置目的や事業内容などに特別な理由がある場合は、公募によらず特定の事業者を選定することができるものとするということで、指定管理を継続される事業者についてはそのように書かれて、そういった基本方針の規定によって、現行の指定管理者としたということが書かれていたのですが、それぞれ現行とした、この特別な理由というものを伺いたいのです。まだ全部の説明が終わっていないのですけれども、全体的なところとして伺いたいと思って、特別な理由は何かということ伺いたいのと思います。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

公募によらず現行の指定管理者を候補者とするための特別な理由というところでございますが、まず今年の4月に改定をされました基本方針の中に、「特別な理由がある場合には、公募によらず特定の事業者を選定することができるものとする」というように明記をされております。では、その特別な理由とはどのような場合かというものが、基本方針の下に実施要領というものが定められておまして、その1つとして、「高齢者福祉施設や保育施設のように、運営者に連続性が要求される場合」という記載がございます。今回はここをよりどころ、根拠にいたしまして、公募によらず特定の事業者を候補者とするということとさせていただきます。

#### ○石田（ち）委員

分かりました。

それで、選定委員として外部委員、有識者を2名それぞれ入れて審査をされていますけれども、これ、外部委員の選定に基準はあるものなのか、どのように選ばれているのかということと、あと任期はあるのでしょうかということを伺いたいです。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

指定管理者の予備委員会、選定委員会というものは、その都度施設の案件があるごとに組織をいたしまして、やっているものでございます。

それから、委員の選定に当たっては、この案件に照らして、我々が選考を進めていくに当たって、まさに専門的な視点をいただきたい、そのテーマに精通された方を、今回お二人の方を外部からお招きをしたというところでございます。

#### ○石田（ち）委員

外部委員の方、専門というところとすごくたくさんいらっしゃるのではないかと思いますので、そうしたときの、やはり品川区に近い方のような、そのような感じで選ばれたりするのか、ちょっとその辺が知りたいなと思ったということ。あと、選考基準に基づく採点表というものが、それぞれ点数が出されていますけれども、これ、どのような基準で選考したのか、その項目ごとの点数も出していただけたらと思ったのです。情報公開で請求とそれは出てくるのですけれども、委員会資料として出せないのか、出せない理由があるのか、ちょっと伺いたいと思います。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まず、今回選定委員会で外部の方をお招きしたお二人につきましては、品川区とこれまで全く接点がないと言われれば、いろいろところで指導、助言をいただいたというところで、その中で、逆にこの方にぜひお願いをしたいというところで決まったという経緯がございます。

それから、項目ごとの公表につきましては、今回は今年の4月に指定管理の手続きのありようが大きく変わった中で、まずこちらは全庁的に、今回はこのやり方で統一というところで、この方法で今、各常任委員会でこのフォーマット、様式でご報告、ご審議をいただいているというところでございます。

#### ○石田（ち）委員

そのそれぞれの項目、どのような基準で選考したのか、その項目と項目ごとの点数というものは、ここにまとまった総合点、合計点が出ているのですけれども、それぞれどこで何点だったのかということが分かる資料というものは出していただけたらと思うのですが、情報公開で請求と出るのです。ですけれども、普通に資料としてホームページに出している区もあるので、その辺、品川区はできないのかというところで、伺います。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まず、こちらの採点表につきましては、例えば一番最初の第72号議案の小山地域密着型多機能ホームの場合には、資料の12ページに評価項目・配点表というものを、今回全ての施設についてつけさせていただきます。この配点に沿って各委員が点数をつけていき、その4人のトータルが、合計が、小山の場合には10ページに記載のもので、選定委員会に関してはそれが合計として、トータルとして記載をさせていただいているものでございます。

なお、繰り返しの答弁になりますが、今回はまず各常任委員会においてこの様式でということになりますので、そこは今回はこのやり方でということのご報告、ご審議をいただいているところでございます。

**○石田（ち）委員**

分かりました。

そうしたら、それぞれの（５）のところにある、選考委員会などの選考基準に基づく配点表というもので、これ、点数が出ていますけれども、それが、その最後のページに添付されている項目で採点されているということですか。

**○鈴木（博）委員長**

ちょっと石田ちひろ委員に一言ご説明したいのですが、一応、指定管理者制度全体、区の基本方針全体に関しては総務委員会のほうが所管することになっておりまして、令和３年４月１９日に総務委員会でこれについて一度報告を受けて質疑したので、厚生委員会の範囲内でのご質問でお願いいたします。

**○石田（ち）委員**

新しいので、これを見ているとどこがどのようにつながっているのだろうということがちょっと分かりづらいところもあったので、この選考基準に基づく採点表というものは、この後ろに別添でつけられている基準で採点されたものということでもいいかということを確認したいのですけれども。

**○鈴木（博）委員長**

高齢者福祉課長も厚生委員会で答えられる範囲の中でご返答をお願いいたします。

**○宮尾高齢者福祉課長**

はい、かしこまりました。すみません。ちょっと説明を補足させていただきます。

まず、１２ページに記載の採点表、こちらが予備委員会、それから選定委員会、両委員会で使用する採点表になります。これで各委員会における委員がここに採点をしていきます。その合計点が、例えば小山地域密着型多機能ホームの場合には、予備委員会であれば８ページの中ほどに４人の合計が記載されており、選定委員会においては１０ページの一番下にその４人の合計点が記載されている、このような立てつけというようになってございます。

**○石田（ち）委員**

分かりました。ありがとうございます。それぞれが何点だったのかということは、次の時には、ぜひ資料として出していただけたらと思います。

それで個別のところ、小山地域密着型多機能ホームと東五反田地域密着型多機能ホームのほうは、どちらも新生寿会ですけれども、この中に書いてある、研修制度の充実や資格取得支援の充実が施設の魅力向上、職員の意欲向上につながっているようにあるのですが、研修制度や資格取得支援の具体的な中身というものは分かるでしょうか。お聞きしたいのですけれども。

あと、客観性・公平性・個別性に配慮した入所調整というように書いてあるのですけれども、待機者はどれぐらいいるのか分かりますでしょうか。それと品川区の特別養護老人ホームの入所調整のような、優先順位をつけられるような基準があるのか、品川区に関わった入所調整がされているのか、小山と東五反田の各地域密着型多機能ホームに関わってお聞きしたいと思います。

**○宮尾高齢者福祉課長**

まず、両施設につきまして、新生寿会が行っている研修というところでございますが、もちろん法令、基準等で定められている研修をやっていることはもちろんですけれども、こちらではさらにそれに加えて、法人が独自に、例えばスタッフ本人が高齢者側になってみるというような体験研修、それから、ここは母体が病院ということもある関係で、認知症ケアの研修、これを基準以上にやっているというところが報告としていただいているところでございます。

それから資格に関してですが、こちらはやはり法人独自に、職員が資格を受けるときに、その受けることに対するサポートはもちろんですが、条件はいろいろあるようですけれども、その資格を受ける費用を一定程度法人のほうで負担をしているというようなところも、高く評価をさせていただいているところがございます。

それから待機者の状況に関してですが、ちょっと今詳しく、ここで何人、何人というところは数字は持ち合わせておりませんが、決して待機者がゼロということはないです。逆に、施設は空いたときにすぐに次の方を入れるということは、これは大切な観点でございますので、そこは常に、確保という言い方が適切かどうかはあれですけれども、状況を把握しております。それで、こちらの場合には、特別養護老人ホームのような入所調整というような、そこまで厳格なものではないですけれども、基本的にはお話をいただいた順番に、空きが出たときに一番最初の方からどうですかというようなお声かけをさせていただいているというところがございます。ただ、そのときに、例えば待っている方が3人いらしたとして、一番最初の方にお声かけをして、すぐ入りますとなった場合に、2番目、3番目の方に対して、今このような状況ですということも併せてお伝えをしているという、これも法人にとってすごく丁寧なやり方をしているということで、我々高く評価をさせていただいているところがございます。

#### ○石田（ち）委員

分かりました。

それで、手厚い人員体制と人員配置ということが書かれていて、その具体的な中身、介護福祉士資格の取得率が80%と書いてあって、人員配置数も基準より高くしているということなのでしょうか。分かれば教えていただきたいということと、あと離職率も低いというようにあるのですけれども、どれくらいなのか、教えてください。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まず手厚い人員配置というところがございますが、こちらは主に、小規模多機能のうち通いのところで、配置基準上は、常勤換算方法ですが、通いの利用者3人に対して1人の介護職員の配置が必須となっております。こちら小山の施設につきましては、通いの定員が12名ということがございますので、単純に12割る3で、常勤換算で4人の配置、これが必要でございます。それに対してこちらでは、令和2年度の実績でございますが、常勤換算方法で、計11人の配置が確認できております。ということで、かなりこちらでは手厚い職員配置をしているということも、こちら我々高く評価をさせていただいているところがございます。

離職率についてでございますが、こちらちょっと全国平均との比較という形になりますけれども、全国では大体ここ数年、14%台から16%台で推移をしているところなのですが、こちらの小山倶楽部につきましては、10%台で推移をしております。中でも常勤職員につきましては、令和2年度は6%台ということで、こちら職員に対してしっかりと対応しているという結果でございます。

#### ○石田（ち）委員

分かりました。

次に上大崎特別養護老人ホームのほうについても聞きたいのですけれども、ここは離職率は特別高いわけではないというように、38ページに書かれていますが、どれくらいなのか、分かればお答えいただきたいと思います。

あと、モニタリングのときの資料も見返してみたのですけれども、改善が必要な事項というところで、内出血や、皮膚剥離などの外傷を伴う事故の増加、原因の分析および対応方針の項目で、利用者が自ら

テーブル等にぶつかることによって発生したほか、介助中にも事故が起きた、事故報告件数は19%増加したというように、モニタリングのほうで書いてあったのです。そういった記載がありますけれども、これは今年度改善されているのか、何か介助中にも事故が起きたというところでは、虐待の危険性はないのかなというような心配も見えるかなと思ったので、伺いたいと思います。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まず、上大崎特別養護老人ホームにおける離職率でございますが、ほかの、例えば一定程度開設から年数が経っている施設と比較すると、開業後間もない施設というものは離職率は高い傾向にあります。これはもう全国の共通した傾向でございます。そういった意味で、上大崎特別養護老人ホームも、区内の一定程度開設から時間が経った施設と比べると、高い数値とはなっておりますが、我々もそこはしっかりと全国平均と比べてどうなのかということはいつもチェック、確認をさせていただいております。上大崎特別養護老人ホームにつきましても、やはり開業当初というものは高いのですが、2年目、3年目となるにつれて、離職率は下がってきております。そこはしっかり確認をしておりますし、そもそも開設間もないときというのは、施設は有期雇用というのをもう前提に、少し多めに非常勤の職員の方を集められると、これはもうどこの施設でもある傾向でございますので、だからといってよいというわけではないのですけれども、その辺はしっかりと確認をさせていただいているところでございます。

それから、モニタリングのところの事故件数のところでございます。こちら我々把握をしておりますが、ほかの施設と比べて、例えば件数が多い、少ないということは、これは日々確認をしております。上大崎特別養護老人ホームは確かに多いということがありまして、施設のほうにも逐一確認を求めています。その中で、上大崎特別養護老人ホームは、むしろ報告が上がりやすい体制づくり、雰囲気づくり、このようなものをに力を入れていることで報告件数が上がっていると、このような確認ができております。ですので、これをもってよしとするわけではないのですが、一方でやはり、どのような小さい、ささいなミスでもしっかりと報告として上がってくる、この体制づくりに励んでいるという、法人の姿勢は高く評価をさせていただいているところでございます。

#### ○石田（ち）委員

上大崎特別養護老人ホームで、開設当初、そのときには私たちのところにも、こうした内出血等々の相談があったのです。なので、それが今もなのかということでもちょっと心配だったので伺ったのですが、今、報告が上がってきやすいということを課長はおっしゃいましたが、家族の皆さんから問題にされたりなどというようなことはなかったのかということをお伺いします。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

事故を受けてやはり我々が大事にしているのは、なぜその事故が起きたのかという、まずはその原因をしっかり突き止めること、それから、その事故に対して施設がどのような対応を取ったのかということです。ご本人様へのケア、それからご家族の方への連絡、報告、それで、まずその初期の対応がしっかりできているかということもしっかり見させてもらっています。その上で、再発防止に向けて、法人としてどのような対策を講じているのか、あるいは考えているのか、こういったことも、日々の報告の中で確認をさせていただいているところでございます。

上大崎特別養護老人ホームにつきましても、やはり気になるような、気になる事故というのは、やはり年間ゼロではないです。ゼロではないですけれども、そこから対策として、原因を突き止めてどういった対策を取っていくかということは、これは日々私どものほうで確認をさせていただいているとこ

ろでございます。

#### ○石田（ち）委員

分かりました。

それで、たしかこの上大崎特別養護老人ホームは、当初は、結構看護師も多めに配置しているというような、そうした医療側のほうで充実させているのかという印象を受けていたのですけれども、クリニックも併設というか、同じ施設内にあると思うのですが、そういったところの連携は具体的にどうなっているのかということと、あとちょっと違う視点の質問なのですけれども、予備委員会と選定委員会との点数、総合点数がこのように25点も差があるのですけれども、この理由をもし伺えたらお願いします。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まず、併設しているクリニックとの連携というところでございますけれども、こちらはもう常日頃から、入所者に対する健康管理をはじめ、様々な点で、日常の運営のベースの中にもう連携というものが組み込まれているところでございます。その点が、施設を選んでいただく際の大きなプラスに働いておりまして、大変多くの方からの希望をいただいているところでございます。

それから点数が、予備委員会と選定委員会のほうで乖離があるというところでございますが、ちょっと先ほどの説明の中でも触れさせていただきましたけれども、そもそも予備委員会と選定委員会の中では、審査をするやり方、方法が、例えば選定委員会ではプレゼンテーションをやってヒアリングを行うというような、若干、そもそも審議する内容、項目が異なるところがございまして、そういったところも点数の乖離というところにつながっているのかなと思っております。

#### ○鈴木（博）委員長

よろしいですか。

ほかに何かご質問はございますか。

#### ○高橋（し）委員

すみません、1つだけ。

お答えいただける範囲でお願いしたいのですけれども、採点表で12ページのところに100点満点の数字があるのですが、採点表の中には財務状況評価の満点40点というようにあるのですけれども、それはこの中のどれとどれで、真ん中の3番ぐらいはそのような感じがするのですが、40点になるにはどうやるのかということ、もし教えていただけるならばお願いします。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

財務状況の点数がどこに該当するかというお尋ねでございます。12ページの評価項目・配点表を例に挙げさせていただきますと、真ん中ほど、3番のところ、大きい3番のところに項目が3つ記載があるかと思いますが、その一番上でございます。福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか、こちらが5点掛ける2で10点、これが委員が4人おりますので40点満点、それが2ページ前の10ページでいいますところの、財務状況評価満点40点というところにつながっているものでございます。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございます。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問はございますか。



### ○若林委員

その点数に引き続いて、総合点数が満点が400点で、これは公募によらないということなのですが、その点数が低ければ、当然一定の判断をしないといけないと思うのですけれども、その辺の基準というか、考え方をちょっとお示してください。

### ○宮尾高齢者福祉課長

今回、何点以下だったというようなところ、特に明確に、例えば今回の基本方針の中には、その記載はございませんけれども、例えば、今回公募によらないという方法を選択する時点で、ある程度もう我々のほうでは、日頃のやり取りの中、例えば日頃のモニタリングの中で、もう十分信頼に値して、次の5年間も任せるにふさわしいというように、ある程度はもう判断をさせていただいているところがございます。逆に、この手続きを踏んだ上で、そのような点数が出るという状態を放置しておくというのは、これはもうあってはいけないことだと思いますので、日々の中で、例えば対応に課題があったりしたら、しっかりヒアリング等で聞き取りを行って、原因分析と再発防止ということは日々求めていくということをさせていただくということが肝要かと思っております。

### ○若林委員

なるほど。ということは、日々のヒアリング等の中で、この点数が、福祉施設なので公募によらないから、5年後を目指して、しっかりやっていきましょうねと。これは当然企業努力としても、また区の姿勢としても。逆に、これはもう数字ですから比較するしかないのですけれども、これ、課長の所管が含まれているかどうかあれですが、逆に300点以下とか、ちょっとこれは低そうだなというように、1項目5点が必ずあって、そのうちの指定管理に値するでしたか、12ページの、「指定にあたり問題がない」という、これが1つのラインですよね。5分の3だから、400点満点でいうと240点、これに近ければ近いほど、この5年間の、いわゆる日常的な指定管理者とのやり取り、また、区の指摘、また監査もあるのでしょうけれども、そういったところがなかなか、うーん、どうなのかなというものが、逆にこの指定管理にあたっての点数にある程度出てくる、法人の体質などというふうにも逆に見てとっていいのかどうか、これはちょっと確認します。

### ○宮尾高齢者福祉課長

今回高齢者福祉課では、4つの施設について更新の手続きを実際に行わせていただきました。その中で、やはり皆さん、今回は次期5年間を任せるにふさわしい事業者だというふうに判断をさせていただきましたけれども、やはり内容をひもといていくと、合格点はあるのですが、その合格点の中でも、やはり上下というものはございました。これを事業者にお返しするに当たって、決して現状に満足することなく、よりよい施設運営をという、これは1つの、この結果はその1つの材料になると我々は思っております。ですので、結果に満足することなく、常によりよいケアというところは、この結果を活用させていただきたいと思っております。

### ○若林委員

ありがとうございます。私たちもこれを今後、私も毎年厚生委員会にいるわけではないかもしれませんが、このような視点で見ていくことも、1つ私たちの役目かなというように話させていただきます。

逆にもう1点、5点満点中、「1：問題がある」「2：やや問題がある」、これがどのぐらいあったのか、これはちょっと確認させていただくということと、予備委員会の点数と選定委員会では、押しなべて選定委員会のほうが点数が高めの傾向かなと。この辺はヒアリングをやったりなどとさっきご説明

があったり、ここにもそのように書いてありますけれども、その辺はどのようなことなのかなと。お話を聞くと点数が高くなるのかなということが、ちょっと疑問があって、唯一福祉部長が両委員会の委員になっているところなのですが、その辺も含めて、ちょっと感想なり、ご様子をお聞きしたいと思います。

#### ○伊崎福祉部長

ご指摘のとおり、私が予備委員会と選定委員会の両方に委員として出席させていただいております。資料のほうになかなか浮き上がらせにくいところですが、予備委員会では書面による審査でございまして、やはりここで何点か疑問の点が出てまいります。その点に対して、選定委員会で直接ヒアリングで確認をしたりすることができまので、それで疑問点が解消されるというところで、点数が高くなるという傾向が全体的にございました。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

私は委員会の選考の過程に応じて、採点の1と2がどのぐらいの割合でついたかというところがございますが、今回の4施設に関しては、全ての委員で、1と2をつけた委員というはおりませんでした。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問ありますか。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

新生寿会のところなのですけれども、小山と東五反田の地域密着型多機能ホームで、新生寿会のところは研修の充実だったりとか、資格取得の支援というようなところで、かなりこのようところが充実をして、質的なところもすごく高くなって、職員のモチベーションも上がってということがすごい好循環になっているのかなという、そのような感じがするのです。それでまた離職率も低いとなっていますよね。そのようなものは、いろいろな法人が入っているメリットでもあるのではないかと思うのですけれども、そのようなメリットを区としてどのように全体として活かしていくかというような、そのような考え方はあるのか、ちょっと伺いたいと思います。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まさに今回の選考でやってみて、私どももいろいろなことが分かりました。初めてこのやり方でやってみたのですけれども、分かりました。この結果を受けて、やはり横展開といいますか、このようないい事例はいい事例として紹介する、あるいは、このような課題が見受けられた、皆さん気をつけましようというような、やはり横展開する。ここだけにとどめておくことは決してあってはいけないことだと思いますので、この今回のことで分かったことをしっかりと周知徹底していくことが、我々に与えられた使命かなと思っております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

そのような点では、結構全国的にも先進的なところというところが入っていると思うのです。そのようなところでは本当に学ぶべきところはたくさんある、それぞれの社会福祉法人ですが、それぞれ本当に学ぶところがたくさんあるのではないかなというように思いがしていますので、そのようなところで全体のレベルアップにつなげていただけたらなと思っています。

それともう一つ、上大崎特別養護老人ホームなのですけれども、ここは開設当時に看護師の体制がすごく充実をしていて、クリニックも併設されていて、医療的な対応もかなりできるということが、すごくプラスの部分だったと思うのです。たしか、かなり看護師の配置も驚くほど多かったような思いがするのです。ちょっとはっきりと覚えていないのですけれども、15人や18人などの看護師の体制が

あった思いがしているのですが、その体制というのは今どうなっているのか、看護師の体制と、それからクリニックがあるということで、本当に医療的などころでもかなり対応していただけるというところがあるのではないかと思うのですけれども、そのところのクリニックの体制なども、ずっと同じ形でされているのか、また、そのような看護師の体制がどのような状況になっているか、充実をされているために、胃ろうなどの様々な医療的な対応の必要な入所者がこれだけ入っているというような、そのような状況というものも分かったら教えていただけたらと思います。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まず看護師の配置についてですが、今ちょっとすみません、手元に具体的なデータはないのですけれども、そうはいつでも、やはり副委員長ご指摘のとおり、看護師の配置は、ほかの同じ種類の施設と比べては、手厚い配置をしているというふうに我々も認識をしております。実際にいることによって、入所者の方へのケアが、いろいろなところで改善が図られているということをお話として聞いております。

それからクリニックが併設されていることで、やはりこれも特別養護老人ホームの医療的な対応が必要な方が、かなりこちらの特別養護老人ホームではケアができていて、カバーができていてというように認識をしております。実際にコロナ時にも、こちらのクリニックと特別養護老人ホームが相互にしっかりと日頃から連携を取っているおかげで、かなりこちらの施設についても、感染症予防という観点からも、しっかりと対応ができていてというふう感じております。ですので、そのクリニックとの連携という考え方については、開設以来変わることがありませんし、変える必要は全くない、しっかりとこの体制を維持していくようにというふう考えているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

私も厚生委員会で、本当にできたばかりのときに行かせていただきましたし、開所式などにも行かせていただいて、その体制は驚くほどのすごく充実した体制だったなと思うのです。だけれども、その後、かなり辞める方も多かったし、看護師の体制も少なくなったということもちょっとお聞きしたのです。それなので、ちょっとこの看護師の体制だったりとか、医療的な、そのような入所者の状況だったりということは、ちょっと区としても常に把握をしておいていただきたいなと思います。

それと、先ほど離職率は、入所3年まではかなり高いということが一般的で、ここが特別高いわけではないということでの説明でしたけれども、具体的にどれぐらいの離職率かということは、数字、先ほどご答弁いただいていたのでしょうか。ちょっと聞き逃したのか、その数字を改めてお願いしたいと思います。

それと、やはりこの内出血や皮膚剥離などの事故というものが気になるころなのですけれども、これは、例えば区のほうから虐待の心配があって調査に入ったとか、そのようなことはないのか、その確認だけさせていただけたらと思います。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まず離職率に関してでございますけれども、こちらは、開業して3年未満の全国平均でございますが、こちらは正規職員という数字になりますけれども、大体24%から26%ぐらいという離職率の数字になっております。対して、上大崎特別養護老人ホームに関していうと、令和2年度が35%、令和元年度が31%という数字になっておりますが、ただ、こちらは年々、非常勤も含めたトータルの数字でいくと下がっております。こちらは、我々のほうも、この数値については注視をしております。実際に入所者の方へのケアへの影響、こういったものもしっかりと捉えておりますので、こちらについては引き続き、数字については注視してまいりたいと思っております。

それから虐待に関することですが、今ちょっと手元に、上大崎特別養護老人ホームに関してどうかというところはないのですが、もし仮にあったとした場合でも、これはもうどこの施設に対してもそうなのですが、しっかりと、これはうちの職員のほうで聞き取りを行います。実際に施設にも足を運び、これはやはりあってはならないことだと思っておりますので、しっかりと原因を究明して、再発防止も含め対策、それからご本人、それからご家族への連絡、こういったところも、あった場合には徹底をしているというところでございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

離職率が、3年未満は24%から26%ということで、この上大崎特別養護老人ホームはもう相当、今年度で5年目ということですよ。ということは、令和2年度は4年目ということになると思うのですけれども、もう3年を超えてしまっても35%の離職率というのは、大丈夫なのかなという思いがしているのですが、その原因というのはどのようなところにあるのか。例えば待遇の面だったりとか、それから研修の面だったりとか、そのような人間関係の面だったりとか、35%というのはかなり高い数字のような思いがしているのですけれども、その原因はどのようなところであって、今後どのように改善をさせていこうということで考えているのか、ちょっとその点について伺います。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

離職率に関するお尋ねでございます。確かに、私どもも全国平均と比べて高いことは、もうしっかりと把握しております。では我々がしっかり見なければいけないのは、入所者に対するケアがそれによって、例えば質が落ちたりですとか、トラブル、問題が頻発するですとか、こういったことがあってはいけないと思っておりますので、まずそこをベースに考えて、その上で、なぜ高いのかというところがございますけれども、ちょっと先ほども触れましたが、特にやはり開業間もない頃というのは、あらかじめもう期間を限定して、有期雇用ということを前提に採用している職員が一定程度いるということ、それから、こちらは本部が東京にはございませんので、そちらとの人事交流という面で、ある程度そういったもう離れるということ、一定程度品川で従事したら元に戻るといったような、そういったことを想定して採用しているというような人事交流制度をあらかじめ採用しているというところもございます。ですので、例えば、何かこの法人が具体的に、こういった人事採用面で課題があるなどというようには、我々は捉えておりません。ただ、繰り返しになりますが、それが、例えばケアの質の低下などというようなことにつながるようなことであれば、これはやはり看過できない課題だというふうに捉えておりますので、そこはしっかりと対応してまいりたいと思っております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

これは名古屋の法人ですよ。では、例えばこの上大崎から名古屋のほうに戻るとなると、それは離職率に入ってしまうのですか。そのようなことで、同じ職員で向こうから新しく入ってきたら、それは新入職員という形で、名古屋と交流することがその中に入っているというのであれば、それはそれで、それほど問題と考えなくてもいいのか、その辺のところは何%ぐらいあるのか。それとも、本当に辞めてしまうという状況だということとは、またちょっと違うのかなと思ったのです。そのようなところというと、本当に辞めてしまうということになると、いろいろな要因はあったにしても、働きにくい職場というようなことがあるのかなという思いがするのですけれども、その点はどのようなのでしょうか。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

私どもは上大崎特別養護老人ホームの施設というところで、どうしてもちょっとこれは捉えますので、そういった意味での離職率ということであれば、もう上大崎特別養護老人ホームから交流等も含めてい

なくなる職員がいらっしゃるということは、一応数字上の我々の取り方のカウントとしては、いなくなるということでカウントをしております。そのようにしないと、施設にいる、いないという、そこでまが物差しを1個設定しないと、ほかとの兼ね合いの面でも、数字がちょっと取りにくくなってくるところがありますので、そのような取り方をさせていただいているところがございます。ただ、ではその方が全体でどのぐらいいるかということは、すみません、今数字は持ち合わせておりませんが、それをもって、例えば離職率の高さをもって、職員の処遇面に何か課題があるなどというようには捉えておりません。

**○鈴木（ひ）副委員長**

新生寿会が6%台と比べても、ちょっと多いかなという思いがしているのです。ちょっとその辺のところは、今の説明ではなかなかよく把握できない部分がありますけれども、どちらにしてもこれは改善が必要な数字だと思いますので、ちょっと本当に、実態を改善させて、働きやすい職場で離職率を下げようという取組というところでは、ぜひ区としても取組を進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

**○鈴木（博）委員長**

よろしいですか。

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第72号議案、指定管理者の指定について、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

**○石田（秀）委員**

賛成です。

**○若林委員**

賛成です。

**○せお委員**

賛成です。

**○石田（ち）委員**

賛成です。

**○木村委員**

賛成です。

**○高橋（し）委員**

賛成です。

**○鈴木（博）委員長**

それでは、これより第72号議案、指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木（博）委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、第74号議案、指定管理者の指定について、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○石田（秀）委員

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○せお委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○木村委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○鈴木（博）委員長

それでは、これより第74議案、指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

最後に、第75号議案、指定管理者の指定について、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○石田（秀）委員

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○せお委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○木村委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○鈴木（博）委員長

それでは、これより第75議案、指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木（博）委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

---

(3) 第73号議案 指定管理者の指定について

**○鈴木（博）委員長**

次に、(3)第73号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○宮尾高齢者福祉課長**

それでは、私から第73号議案についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。資料の16ページをご覧ください。品川区立大井林町地域密着型多機能ホームでございます。指定管理者候補者は、社会福祉法人さくら会、指定期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間でございます。6、選定理由につきましては、資料に記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、18ページをご覧ください。中ほど、(4)に、予備委員会における採点表を記載してございます。こちらでは400点満点中288点という結果でございました。

1枚おめくりいただいて、20ページには、(5)のところで、選定委員会における採点表を記載しております。400点満点中286点でございました。

お隣、21ページの一番下、最終選定結果でございまして、基準に基づいて審議を行いました結果、当事業者は当該施設の指定管理者として適格であると判断をいたしまして、指定管理者候補者として選定をしたところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○鈴木（博）委員長**

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

**○石田（ち）委員**

この資料の施設側の提案内容が、総合点数について、私たちはこの点数を100点満点だと何点なのかという計算の仕方で分かりやすくしてみて、そうすると80点、どこの施設もそうなのですが、ちょっとこの大井林町地域密着型多機能ホームは70点そこそこ、要は70%そこそこなのですが、この理由がもし分かれば伺いたいということと、あと、またこのモニタリングなのですが、改善が必要な事項に安定したサービス提供を行うための職員研修というように書かれていて、その原因として、経験年数や個人のスキルに差があり、統一されたサービスの提供が困難な場面があったというようにあるのですが、対応方針としても研修実施に力を入れる、個人指導というように書かれているのですが、改善の努力はどのようにされたのかということをお伺いしたいと思います。

**○宮尾高齢者福祉課長**

まず、今回の点数についてですと、委員ご指摘のとおり、予備委員会、それから選定委員会ともに70点台の前半、具体的に申し上げますと、予備委員会が100点満点に換算すると72点になりますでしょうか。それから選定委員会ですと、100点満点に換算すると71.5点になりますでしょうか。というところで、ほかの施設と比べてというところがございますが、ほかの施設はプラスとなる要素、加点となる要素が幾つか項目があった、その加点となる要素が少し、ほかの施設と比較してというところがございますが、少なかったのかなというふうに分析しております。それで、ちょっと繰り返になります、それをもって、何か通常の施設運営に重大な課題が生じているとか、ケアに何か課題があるかということでありまして、私どもも日々の中で、事業者のほうとやり取りをして改善を、日々改善の努力に向けてのやり取りをさせていただいているところがございますので、これは先ほど言ったように、今回の結果を横に展開をしていく中で、決して現状に満足しないしてほしいというのはこういったところも指しているというか、含んでいるというようにご理解をいただければと思っております。

それから、2点目の職員に対する改善のところでございますけれども、やはり日々やっている、事業所とやり取りをしている中で、そういったところも、区のほうからも課題として提起をしておりますし、また事業者のほうも、課題として認識をしているところがございます。ちょっと今すぐに具体的にどうこうというところは、指導というところもありますけれども、今回のモニタリング、それから指定管理の更新の選定の中で、1つには課題をしっかりとお互いが、区と事業者とで共通に認識をし合って、そこで改善に向けてどういった対策を取っていくかということも、これからも、日々のやり取りの中でもしっかり取り組んでいくべきだと考えてございます。

#### ○石田（ち）委員

現状に満足せずというところでは、やはりどんどんスキルアップなり、ほかの施設等のいい部分を参考にさせていただいて、意見をぜひ評価点数上げていくという、そういった部分も新たな報告書の中でも運用できるようになったなと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問はございますか。

#### ○石田（秀）委員

1点だけここは聞きたいなと思っております、先ほど言った財務状況評価のところだけなのですが、これも、相手はさくら会であって、それで財務状況はここ（大井林町地域密着型多機能ホーム）だけを取るというよりも、多分さくら会の財務諸表も出てきているわけだから、そうすると、そのような見方でいいのですね。法人の見方で。そうすると、さくら会自体が、やはり改善をしていかななくてはならない、それは、いろいろなことをさくら会はやっているわけだから、そのような見方になってしまうのです。財務状況は、この1か所の大井林町地域密着型多機能ホームだけを取って見ているのではないと思うのです。その辺の違いを教えてくださいなと思っていて、もしさくら会自体をそのような財務状況で見るのであれば、様々なことで改善が必要だから、もう少しというようになるから24点になっているのかなとちょっと思うのだけれども、これの意味合いというものは、どこを見てやっているのかということなんです。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

今回こちらの財務状況の評価をさせていただくに当たっては、法人のほうから貸借対照表、それから委員おっしゃるように、財務諸表としての損益計算書も提出いただいております。それで、もちろん社



会福祉法人の場合には、施設ごとの区分会計もございますし、法人全体としての会計もございます。その両方を見て、今回の評価というようになっていくところがございます。

私どももこちらのさくら会の財務状況の評価に関しては、当然ですけれども、しっかりと把握をしているところございまして、こちらにつきましても、日々のやり取りの中で、例えば、財政面で区が支援すべきところは、これまでもやっておりますし、これからはそういった視点は、ほかの法人にも同様ですけれども、やっていく、検討していくつもりでございます。

**○石田（秀）委員**

今の話はまさにそのとおりでございまして、このような話だと、必ず支援という話が出るのではないですか。このさくら会だけではないけれども、ほかの施設は結構支援しているという施設があるのではないですか。そのようになってきてしまうのではないですか。区だから、絶対に。だけれども評価は24点だよという、全体を見渡すとやはり支援していかなければならないのかなと出てくるということになると、やはりある一定度の、しょうがない、これはもう福祉の事業、法人だから、大変なのは分かるけれども、その辺の努力というものを行政側は結構願います。だけれども、そこも努力しているのですが、なかなか難しいという部分が出てくる気がしていて、その辺のさじ加減というのか、その辺はぜひ、もちろんやっつけていってほしいのですが、このように24点と出てくると、何となくそのようなことが、また支援が増えてくるのかなと思ったりもしていたので、その辺だけ思いました。答弁は要らないです。

**○鈴木（博）委員長**

ほかに何かご発言はございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

**○石田（秀）委員**

賛成です。

**○若林委員**

賛成です。

**○せお委員**

賛成です。

**○石田（ち）委員**

賛成です。

**○木村委員**

賛成です。

**○高橋（し）委員**

賛成です。

**○鈴木（博）委員長**

それでは、これより第73号議案、指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木（博）委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

---

(7) 第77号議案 指定管理者の指定について

**○鈴木（博）委員長**

次に、予定表の順序を変更いたしまして、(7)第77号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○菅野高齢者地域支援課長**

それでは私から、高齢者地域支援課の所管施設、第77号議案の大井林町高齢者住宅の運営事業者の選定についてご説明いたします。

58ページをご覧ください。こちら指定管理者候補者は、社会福祉法人さくら会です。3の指定期間は、令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間を予定しています。4の候補者選定方式については、公募方式によらず現行の指定管理者を候補者として特定して選定いたしました。理由につきましては、大井林町高齢者住宅は、生活支援サービス付きの安心の住まいです。入居者の心身の状況に応じた医療、介護サービスを受けるための支援が必要であり、施設内の在宅介護支援センターや地域密着型多機能ホームと連携し、支援が必要な方に適切な対応を行っております。また、高齢者の抱える課題の解決には、顔なじみの関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性を重視する必要があるため、現行の指定管理者を選定候補者として特定して選定することになり、併設される在宅介護支援センター、地域密着型多機能ホーム等との一体的な施設管理や、独り暮らしなどの高齢者の生活を見守る体制を確保することができることから、特定して選定いたしました。こちらの選定理由、6の選定理由は、今の説明とも重複しているのですが、記述のとおりです。

59ページの選定経過についてです。1の予備委員会の概要についてですが、(1)の予備委員会の名簿は記載のとおりです。

おめくりいただきまして、60ページ、(4)の選考基準に基づく採点表の点数についてです。こちらは総合点数、満点400点に対して296点でした。(5)の会議要旨については、記載のとおりとなっております。

続いて、61ページの選定委員会の概要です。選定委員の名簿は記載のとおりです。

おめくりいただきまして、62ページ、(5)の選考基準の採点表については、400点満点中294点でした。(6)の会議要旨については、記載のとおりです。

IVの最終選定結果です。選考基準に基づき審議を行った結果、当該施設の指定管理者として適格であると判断したため、社会福祉法人さくら会を指定管理者候補者として選定いたしました。

1枚めくっていただきまして、こちらは選考基準です。今回は住宅施設の分野で採点させていただきます。

**○鈴木（博）委員長**

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

**○石田（ち）委員**

ここにある62ページの、やはり採点表なのですけれども、財務状況評価が100点満点でいうと60点という状況です。それで予備委員会のときよりも下がる状況、プレゼンテーション、ヒアリング等を行った後に下がっていくという状況というものは、どのような理由なのかを伺いたいと思います。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

財務状況評価のところの予備委員会のところと、選定委員会のところの点数が差異があるということについてのご質問だと思います。こちらは財務状況分析を行った、その結果を基に、予備委員会、そして選定委員会の委員がそれぞれ採点するものでありますので、その捉え方の違いによるものかと思われます。なお、先ほど地域密着型多機能ホームの候補者とさせていただいたのですが、全く同じ点数で予備委員会28点、選定委員会24点という形で採点させていただいております。

#### ○石田（ち）委員

そうすると、この財務状況分析が、予備委員会よりは選定委員会のほうがより細かくなっていますよね。詳細になるということなのでしょうか。公認会計士が入るのが選定委員会ですね。そのような状況で低くなってしまふ点が、大丈夫なのかなというか、不安な部分があるのですけれども、これはどのように見ていらっしゃいますか。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

こちら、評価基準となるものの財務分析結果は、同じものを基に採点をしてもらっております。予備委員会と選定委員会の違い、大きく違うところは、選定委員会のほうは外部の有識者の委員の方がいらっしゃるということで、少し厳しく採点されたというように判断しております。

#### ○鈴木（博）委員長

石田ちひろ委員は点数が低いのが心配なのではないでしょうか。先ほど石田秀男委員からも出たことで、その辺のご答弁をお願いします。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

点数が低いのではないかとということにつきましては、40点満点中24点ということで、一定以上の評価をいただいているというところで、区としては、今後法人のほうにもこの結果をお示しして、努力はしていただきたいと思いますと思いますが、こちらの施設をお任せするには足りるというように判断しております。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問はございますか。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

大井林町高齢者住宅のモニタリングの総括シートを見ると、この大井林町高齢者住宅というのは、委託料というものは区のほうから出ていないのです。出ていなくて、利用料と家賃助成金と選択サービス料とか、このような形の収入でできていて、そして差引収支というところでも、毎年1,000万円前後の収益になっているのです。そのように、これはほかのシルバーピアと比べると、すごく収益が高い。シルバーピアは何十万とか、せいぜい100万円ぐらいの収益なのに、これは1,000万円ぐらい出ているという、そのような状況で、区のほうからも委託料というものは入っていない、委託料が入っていないでこれだけの収益を出しているにもかかわらず、財務状況評価がこれだけ点数が低いという理由がちよっとよく分からないのですけれども。それはさくら会全体を通してという、そのようなことから評価をするために、このような点数になってしまう、ここだけで判断するのではなくてという、そのようなことで見ると、ちよっとその理由を教えてくださいたいと思います。

**○菅野高齢者地域支援課長**

モニタリングの総括シートを基にということで、こちらは利用料金制を取っておりますので、入居者の方の利用料や、あとは区のほうから出させていたいただいている家賃助成金等で、歳入のほうは賄っています。こちらの施設だけ、単体を見ると、たしかに差引収支のところで大分プラスが出ているのですけれども、先ほどの評価につきましては、さくら会全体という形で財務状況分析をさせていただいて、そういったルールの下で点数をつけているので、こちらの施設についてはプラスが出ているという状況です。

**○鈴木（ひ）副委員長**

はい、分かりました。

**○鈴木（博）委員長**

ほかに何かご質問はございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

**○石田（秀）委員**

賛成です。

**○若林委員**

賛成です。

**○せお委員**

賛成です。

**○石田（ち）委員**

賛成です。

**○木村委員**

賛成です。

**○高橋（し）委員**

賛成です。

**○鈴木（博）委員長**

それでは、これより第77号議案、指定管理者の指定について採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木（博）委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

---

(6) 第76号議案 指定管理者の指定について

**○鈴木（博）委員長**

次に、(6)第76号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

それでは、私のほうから、第76号議案の大崎高齢者多世代交流支援施設、大崎ゆうゆうプラザの運営事業者の選定について、ご説明させていただきます。46ページをご覧ください。

こちら大崎ゆうゆうプラザは、まず前提として、平成28年5月に開設して以来、委託による施設運営を実施してきました。区内にはほかに3か所のゆうゆうプラザがあり、指定管理者制度による運営を実施しています。そこで、今後の運営に当たっては、多様な区民ニーズに対応するよう、民間事業者等のノウハウを活用して、利用者へ良質なサービスを提供するとともに、効率的な施設運営を実施するため、指定管理者制度へ移行することとし、その候補者を公募型プロポーザル方式にて選定することといたしました。

よって、1、選定した指定管理者候補者は、生活協同組合・東京高齢協です。指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとしております。

こちらの選定理由についてです。事業計画について、施設利用者や地域高齢者が事業実施の担い手になる仕組みづくりや、乳幼児親子から高齢者までの地域住民を対象としたイベントの実施等、他自治体での実績を踏まえた実現性の高い具体的な提案がありました。運営収支についても、提案内容に沿った実現性の高い提案であり、経費節減に向けた努力もされている点が評価されております。以上が選定理由となります。

そして、まず選定経過についてです。予備委員会のメンバーは以下のとおりです。

めくっていただきまして48ページ、(4)選考基準に基づく採点表です。総合点数です。こちらは3法人が手を挙げておりましたので、まず、この候補者となりました生活協同組合・東京高齢協が500点満点中363点、事業者Bは279点、事業者Cは323点となっております。(5)の会議要旨のところに、各委員が総合的に評価した内容についての意見を述べております。それぞれ記載のとおりとなっております。

そして51ページ、選定委員会の概要になります。(1)の委員名簿は記述のとおりです。

おめくりいただきまして、52ページ、選考基準に基づく採点表です。こちら生活協同組合・東京高齢協が、総合得点400点満点中296点、事業者Bが240点、事業者Cは276点となっております。その際の会議の要旨が(6)に記載されております。

IV、最終選定結果についてです。選考基準に基づき審議を行った結果、当該施設の指定管理者として適格であると判断したため、生活協同組合・東京高齢協を指定管理者候補者として選定いたします。

裏面の54ページ、今回の選考基準についてです。貸出・事業拠点施設の項目に沿って評価をさせていただきます。

#### ○鈴木(博)委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田(ち)委員

今回この大崎高齢者多世代交流支援施設ですけれども、今まで品川区社会福祉協議会の委託から、今回指定管理ということで変わること、どこが、何か変わることがあるのかということのを伺いたいのですが、例えば業務委託費が指定管理委託料になると思うのですけれども、その変化だったり、あと事業の中身がどう変わってくるのか。それから総合事業もこの施設でやられていると思うのですけれど

も、地域ミニデイを。そうした総合事業の中身や体制も変わってくるのか。あと職員体制も、こういった職種の方が何人ぐらいの体制でやられるのかということをお伺いしたいと思います。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

委託から指定管理制度に変わるということの一番の大きなところは、今までは施設管理については、区のほうの直営でやっておりましたので、区のほうで契約をしておりました。その部分について一体的に指定管理者にお願いするというのが、委託と指定管理制度になることの一つ大きな違いとなっております。それ以外には、やはり指定管理者、民間のノウハウを活かしていろいろな事業の展開をしてもらうというところを大きく期待しているところです。

現在大崎ゆうゆうプラザでやっている事業につきましては、基本的には、やはり利用者のニーズ等も踏まえて、継続する必要があるという事業については、指定管理者のほうに引き続きやっていただきたいとは思っているのですが、今後事業を引き継ぐに当たって、その辺りのところを提案していただいた事業もごございますので、すり合わせをして、利用者の方が不安にならないような事業展開をしていきたいと思っております。

あと総合事業で、地域ミニデイというものをやっているのですけれども、こちらにつきましても、こちらは指定管理者の、現在は品川区社会福祉協議会の事業者のほうにそういった介護予防事業をやっていただいて、それに対して区が補助金を出すという制度になっておりますので、引き続きその辺りも、指定管理者のほうにはこちらのほうから、地域ミニデイをやってくださいというようにはお願いはしていきたいと考えているところです。

職員体制についてなのですが、こちらは事業者には、今後の際、こちらのほうから正規職員による責任者、管理者を必ず1名配置、その他の条件は特になくて、円滑かつ効率的な施設運営ができるような人員配置の提案をお願いしております。生活協同組合・東京高齢協のほうからは、昼間は3名程度の勤務、施設長と副施設長のどちらかは必ず勤務するローテーションを組むという提案はございましたが、今後の引継ぎの際に、新たないろいろな状況などもあると思いますので、指定管理者とは、その後の体制については調整していきたいと考えているところです。

#### ○石田（ち）委員

この事業の中身は、総合事業の点は、何かこれからなのかなというように感じましたけれども、委託費と指定管理料、指定管理委託料というものは、増えるのか、減るのか、その程度でもいいので教えていただきたいということと、その生活協同組合・東京高齢協に品川区の事業をやっていただくのは初めてだと思うのですが、具体的にどのような実績があるのか、そうするとどのような事業ができるのかということにつながっていくと思うのですが、そこを具体的にお知らせいただけたらと思います。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

2点ほどご質問いただきました。

まず、指定管理料と委託料の金額の違いということなのですが、今回公募をする当たりまして、おおむね現在の委託料、人件費を含む運営事業費として、大体2,000万円ちょっとです。それと施設管理費ということで、約900万円ということで、実績ベースで事業者たちのほうにもお示しさせていただいております。それに伴って、各事業者が提案をしてきてくれるわけなのですが、今後それを基に、今予算要求をしているところですので、その辺の指定管理料については、議会で議決されて固まるというところなので、一応今までの実績が目安という形にはなっていると捉えています。

生活協同組合・東京高齢協の事業実績についてです。介護事業や介護予防事業、あと施設運営は、他

区の高齢者交流施設を指定管理者として受託しております。23区で他区2区で約4つの高齢者施設を運営しております、年間の利用者数は1施設当たり約2万人から3万人というところで、大崎ゆうゆうプラザの利用者数は令和元年度で約3万3,000人ですので、大崎ゆうゆうプラザ規模の施設の運営をある一定数しているというように実績は出しております。

#### ○石田（ち）委員

分かりました。

この資料の中の48ページ、49ページの会議要旨のところですね、(3)のところには「具体的な提案内容を知りたい」、(4)のところには「具体的な提案内容を聞いて審査をお願いしたい」ということで、これが予備委員会のところですけども、それが、こうした聞きたいとか、知りたいというのが何度か出てきているのですが、選定委員会のほうでヒアリングやプレゼンテーションを受けて、何か改善があったのか、どのような提案内容だったのか、お伺いしたいと思います。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

先ほど別件で福祉部長からも答弁ありましたけれども、今回の予備委員会が書面による審査のため、それぞれの事業者から出ている提案書を書面で見て審議をしていただくという形になっておりますので、やはり書面上ではなかなか具体的な部分が分からないところが多く、こういった形の報告、委員の意見となっております。それに対して、今度選定委員会のほうでプレゼンテーションをして、そこでこれを踏まえて、選定委員から事業者へ質問をすることによって、具体的なイベントのイメージ等が出てきたというところで、例えば、全館型の児童センターと高齢者施設が複合になっている建物があったりなどするらしく、そこを管理しているようなのですが、その児童センターの子どもたちも巻き込んで、全館型、全年齢世代型のイベントをしたりなどというような、具体的な提案を出していただいたりなどはしました。

#### ○石田（ち）委員

それで、この49ページのほうには、人件費をかなり抑えている印象があり人材確保に懸念がということでありまして、労働単価等の実態に即した形で事業運営を実施できればと考えていると、書面だけの予備委員会ではそのようなことが示されたのですけれども、これは大事なところなので、ここは大丈夫なのか、選定委員会では担保となるものが示されたのかということをお伺いしたいと思います。

それで併せて、この同じところに(6)財務評価について、「C評価（ややBに近い）」とあるので、すけれども、これは何段階かあるのですよね。ほかのページにもB評価というものが出てきているので、何段階評価なのか、そしてなぜC評価なのか、どのような観点で評価するのか、伺いたいと思います。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

まず、事業者経営分析の部分のほうからご説明させていただきます。なぜC評価なのかというお話なのですけれども、こちらの分析の評定についてなのですが、Cが、財務内容は平均的であるが、将来の環境変化により大きく影響を受けるというところで、Cが一定程度以上そこをクリアしているということが前提になっておりますので、決してCがつくことが悪いことではないということです。Bがつくと財務内容が安定している、Aがつくと優良企業となるのですけれども、なかなかAがつく部分は少ないというようには聞いておりますので、一般的にはC、もしくはBがつくという形で、今回のこの事業者については、B寄りのCという形で結果が出ている次第になっております。

あともう一つは、49ページの予備委員会のほうで、人件費に懸念があるというところで、やはり提案の中において、人件費を抑えた形で提案をしてきていただいているところがありましたので、その辺

のところを選定委員会のほうで質問させていただいたところなのですけれども、その人員体制の組み方とか、ローテーションの仕方とか、その辺りのことをきちんと説明を受けて、その体制だったらこの人件費でも大丈夫なのかなという判断をさせていただいた次第です。

#### ○石田（ち）委員

やはりここにC評価といきなり出てくるのですけれども、Aだと何で、Cだと何なのかという、やはり何をどういった観点で評価をして、それがどのような結果だったのかということが分かりづらい報告かなと感じますので、ぜひそういったところもそれぞれ資料として出していただくとありがたいと思います。

人件費のところは、直接選定委員会のところで説明を受けてということですが、言われたから信用するではなくて、何か担保になるようなものというのは示されるものなのではないでしょうか。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

まず1つ目の、唐突に財務評価のところ「C評価（ややBに近い）」という表現で、今、私はご説明させていただきましたが、確かにほかにその分析、それに基づく資料がない状態でこちら記載してしまったところ、すごく分かりづらかったと思いますので、今後こういった表現をするときには気をつけていきたいと思っております。

人件費の担保についてのことなのですけれども、実際に他区で類似施設を同じような形で運営しているというところは、ヒアリングの中でもいろいろと聞き取れましたので、その辺りのところで大丈夫だということで、こちらのほうは判断させていただいております。

#### ○鈴木（博）委員長

今課長のおっしゃったA、B、Cの設定のようなものは、次回から改善するようにお願いします。

ほかに何かご質問はございますか。

#### ○高橋（し）委員

すみません、1つだけ。

ちょっと話が大きくなってしまっているので、指定管理制度の話で、所管がちょっと違うので、その全体的話はいいのですけれども、新しい品川区指定管理者制度の活用に係る基本方針に基づいて指定管理を検討していただいたのですが、先ほど少しお話があったのですけれども、今までの形とかなり変わってきていますが、それを今回通して実施してみて、よりこういった面が指定管理制度の選定においてではよくなったというか、かなり緻密に、よりあれになったということがあれば、基本方針を改定されたので、それについてここの所管のお話で結構ですので、いただければと思います。

#### ○寺嶋福祉計画課長

全体的なこととしては、やはりこの選定がまず2段階になったということで、特に、いわゆる選定委員会のほうで、有識者というか、専門家の外部委員の方が入ったということで、2つ意味があると思います。1つは、やはり専門性が高まっている、専門家の方の、詳しい方の目が入っていると。それから、もう一つはやはり透明性ということで、外部の方が入っているということで、この2点はやはり非常に大きな進歩というか、取組だったというふうに福祉部としても考えているところでございます。

それから、やはりもう一つは、継続も含めて、事業者を呼んでヒアリングをやっているということで、先ほど、今までは継続の場合は書面という形が基本だったのですけれども、今回実際に事業者を呼んだということで、福祉部長からもご答弁申し上げましたが、やはり直接お話を聞いて疑問を解消したり、ある意味事業者の熱量といったものが伝わってきたりと、こういった形では大変成果があったというふ



うに考えているところでございます。

**○若林委員**

ありがとうございました。指定管理制度については以前から幾つかお話、提案や質問もさせていただいています。指定管理者として選定された後に実際事業が展開したときに、様々な課題が出てきたことが過去あると思うのです。そのような点から考えて、このように厳密にというか、さらに改善された選定方法で進めていっていただけるのは大変ありがたいので、今後も、先ほどお話あったような形で、改善点を活かして選定していただきたいと思います。これは要望です。

**○鈴木（博）委員長**

ほかに何かご質問はございますか。

**○石田（秀）委員**

すみません、1点だけ教えてください。

選定委員会で、新しくこのようにして事業者を決めるというときは、総務部長というのは、今までのところは企画部長なのだけれども、これ企画部長と総務部長が分かれて入るというのは、何か、こちらは契約の問題もあるのかなと思ったりもするのですが、なぜこだけ違うのかなと思って。

**○寺嶋福祉計画課長**

全庁的なことなのであれですけれども、特に今ご指摘のような違いがあったという認識ではないですが、基本的に企画部主導でやっていって、企画部長に入っていただくのですけれども、まず選定委員会のほうは、長になるのが所管部長ではないということで、企画部長が通っているというのが、したがって福祉部長が長になるということはないということが全庁的な仕切りです。それから、恐らく総務部長が入られたのは、外部委員の方の都合等も含めて先に日程が決まった段階で、ご都合で恐らくいらっしやれなくて、代理という言い方もおかしいですけれども、総務部長がそのときに来ていただけたという、このような理解です。

**○鈴木（博）委員長**

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

**○石田（秀）委員**

賛成です。

**○若林委員**

賛成です。

**○せお委員**

賛成です。

**○石田（ち）委員**

賛成です。

**○木村委員**

賛成です。

**○高橋（し）委員**

賛成です。

**○鈴木（博）委員長**

それでは、これより第76号議案、指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○鈴木（博）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

---

#### (8) 第78号議案 特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務の変更および特別区人事及び厚生事務組合同規約の変更について

#### ○鈴木（博）委員長

次に、(8)第78号議案、特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務の変更および特別区人事及び厚生事務組合同規約の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○櫻木生活福祉課長

私からは、特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務の変更および特別区人事及び厚生事務組合同規約の変更についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。

1、変更の概要です。特別区人事・厚生事務組合、以下、特人厚と呼びますが、特人厚においては、生活保護法に基づく更生施設、宿所提供施設、及び社会福祉法に基づく宿泊所の各施設の設置および管理に関する事務を共同処理しているところです。この度、特人厚が共同処理する事務に生活保護法に基づく救護施設の設置および管理に関する事務を加え、同組合の規約を変更したいということでございます。それに際して、一部事務組合の規約を変更しようとするときには、地方自治法第286条第1項および第290条の規定に基づいて、各特別区議会の議決および各特別区の協議が必要とされているため、提案させていただいているものでございます。

2、変更の理由です。まず、簡潔に更生施設と救護施設についてご説明させていただきます。更生施設とは、身体上または精神上の理由により、養護および生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設になります。もう少し具体的に申し上げますと、受給者の状況が、すぐにお一人で生活することが難しく、社会生活のトレーニングを含めた支援が必要な方が、もともとの利用者像となっております。また、救護施設とは、身体上または精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。具体的に申し上げますと、様々な要因で当面はお一人で生活するのが困難な方、例えば精神や身体的な課題や依存症等で、単独での生活が困難な方、医療や介護的な支援が必要な方などが利用者像になります。

資料に戻りますが、特人厚が設置している生活保護法に基づく更生施設において、先ほどご説明しました利用者像と比較して、施設利用者の生活課題が近年多様化し、また、利用者の障害・傷病が重度化していることから、更生施設を順次救護施設に転換し、施設利用者支援の充実や施設運営体制の強化、より一層の専門的な援助・支援の実施を図る必要があるところ、現行の特人厚の組合同規約には、共同処理する事務の対象施設に救護施設がないため、変更の必要があるというものです。

変更の内容です。特人厚が共同処理する事務の対象施設に救護施設を加えるものです。

資料1、新旧対照表をご覧ください。第3条で共同処理を行う事務を定めており、第8項にあります更生施設の前に救護施設の文言を加えるものです。

4、施行期日ですが、令和4年4月1日となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○鈴木（博）委員長**

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

**○石田（ち）委員**

更生施設を順次救護施設に転換していくという変更の理由が書かれているのですが、体制の違いを伺いたいのですが。更生施設と救護施設の人員配置などを具体的に伺えたらと思うのですが。

**○櫻木生活福祉課長**

人員体制についてでございますが、入所できる方の人員で人数等も変わってまいります。一例として、100人定員の更生施設で申し上げますと、職員配置は総数で14名という形になっております。職種としましては、施設長、事務員、主任指導員、指導員、看護師、栄養士、調理員、嘱託医という配置になっております。対しまして、救護施設で同じく100人定員の規模で申し上げますと、総数は28名というのが基準となっております。配置としましては、施設長、事務員、主任指導員、介護職員、看護師、栄養士、調理員、嘱託医という中身になっております。

**○石田（ち）委員**

分かりました。

先ほどご説明いただいたように、救護施設、更生施設で、対象とする方が違うのですが、救護施設になることで、更生施設に入っていた方が出なければならないような事態にはならないのでしょうか。

**○櫻木生活福祉課長**

基本的に、まず順次改築していくということではございます。依然として、更生施設という施設は残るといふことと、あとは救護施設のほうが手厚い施設ということになっておりますが、既存の更生施設に入られている方が出されるということではなくて、救護施設の基準で支援を受けるということになるかと思っております。

**○石田（ち）委員**

そうすると、今更生施設を使っている方は、救護施設に転換されていくときに救護施設を利用できるということでしょうか。

**○櫻木生活福祉課長**

当然、具体的にその方の個々の状況によって、その時々で判断にはなると思うのですが、更生施設のほうがふさわしいということ、またご本人の希望があれば、ほかの更生施設に転所される可能性もございますし、引き続きその救護施設の中で受けたいということであれば、一定期間は当然救護施設の中で支援していくということになるかと思っております。

**○石田（ち）委員**

分かりました。

どちらも大事だから今あるのに、そのどちらかをなくして、更生施設を順次救護施設にしていくところでは、やはり更生施設の対象者になっていた方が入る場所がなくなってくる、要は支援を受け

られる場所がなくなってしまうと問題だと思うのです。

この更生施設、品川区でいうと、どこになるのでしょうか。救護施設は区内にあるのか、伺いたいと思います。

#### ○櫻木生活福祉課長

救護施設に関しては、区内および23区には設置がございません。あと更生施設については、浜川荘という特人厚の施設がございまして、場所的にはなぎさ会館や大井競馬場近辺という形になります。

#### ○石田（ち）委員

そうすると、今その浜川荘にいらっしゃる方々は、すぐに救助施設にはならないと思うので、当面いられる状況なのですけれども、救護施設に転換していくときも、その方々は、今更生施設を使われている方は救護施設も使えるということになるということではないのでしょうか。

#### ○櫻木生活福祉課長

基本的に順次転換していくということで方針は決まっておりますが、全てが転換すると決まっているわけでもございません。また、そもそも現状の更生施設に入居されている方が、実態としては救護施設の利用者像に近いということが、今回の方針の大前提でございますので、そのような状況を鑑みて、個々の状況の判断になりますが、救護施設にそのままいらっしゃるという方も当然いらっしゃると思います。

#### ○石田（秀）委員

ちょっと1回確認なのですが、更生施設を順次救護施設にしていくということは、改修時なのか。そうではなくて、例えば浜川荘をもう救護施設にしますよという位置づけをするのか。それは順次という意味なのか。その順次というのは、どのようなタイミングなのかということをお教えいただきたいということと、資料にあるように、障害・傷病が重症化しているということで、例えば今までこのような重度の方というのは、今はどのようなところにいたのか。私の知っている限りでは、もちろん医療機関というところや、変な話、山谷対策のようなものがあったりして、それで、例えば館山ダルクのようなところなど、そのようなところへ行ってくださいということがあったりとか、そのように非常に、例えば薬物なり、いろいろなことで重い方、そのような方は、医療や、今のようなところだとか、結構各区いろいろやっていましたよね。特に山谷対策などはやっていたけれども、そのようなものが、共同処理をすることで、特別区でやろうということになってしまったのか。そのような人まで全部特別区で共同でやろうよとなったのか。その辺のところを分かるように教えてもらいたい。

#### ○櫻木生活福祉課長

まず、特別区で共同処理で新しく何かをするようになったということではございませんという前提で、今まで更生施設に入っていた方が、そもそも更生施設の利用者像を超えるような重篤な状態の方が多くなってきたということで、救護施設に体制を転換しないと、きちんとした体制が取れないということが今回の話の前提でございます。その上で、今までどのようにしていたのかという話でございますが、基本的には更生施設に利用者像を超えるような方が入所されていて、特人厚のほうで加配という形で、人員を少し基準以上に手厚くして、何とか対応してきたというような状況でございます。ただ、いつまでも加配という形で、いわゆる対応をしていくということもなかなか困難な状況ということで、今回きちんとした体制を取りたいということで救護施設化という話になっております。

あとは順次の意味合いでございますが、現時点で決まっているのは、新宿区に淀橋荘という更生施設がございまして、そちらについては救護施設化をしていくということは決まっているのですが、それ以

降のものについては、今後、令和10年度以降のスケジュールについて、令和9年度にまた整備計画を立てますので、その段階で様々な施設の、救護施設の新設であったり、また転換の話はスケジュールが決まってくるということになっておりまして、何かこう、固まったものが現時点であるということではございません。

#### ○石田（秀）委員

私の知識不足で大変申し訳ないのですが、ということは、今までは救護施設自体はないと。そのような位置づけをして、重度の人が多くなってきてしまったから加配をすることをやると。今言った令和9年、令和10年まではということは改築時ではなくて、そのような制度を変えて、そこをどうやっていこうということなのだけれども、そうすると、このような重度の人が多くなると、今更生施設というのはブロックでやっているのではなかったですか。私が間違っていたらごめんなさい。そうすると、ブロックの中で、必ず、では救護施設を用意していけよということに、今、令和9年、令和10年まではないとおっしゃっていたけれども、そのような状況に変わっていくという理解が1つと、それから、どうしてかという財源的なことと言うのですが、特別区で何でもかんでもあてがいぶちにされてしまうという意味で言うのですけれども、今言ったように山谷対策とか、その辺のところというのは東京都のお金でしたね、ある程度。国や東京都のお金が、また特別区の財源でそのような救護施設のようなものをつくったら、やれよというようになってきてしまうのではないかなという心配があって、そのような財源的なものも非常に危惧をしていて、そのような手当の話はきちんとできているのかと。加配するのはいいけれども。その辺も教えてほしい。

#### ○櫻木生活福祉課長

まず、今ブロックでというお話がありましたけれども、話としては別物でございまして、ブロックでやっていますのは、ホームレス対策事業というものはブロック単位でやっているということでございます。今回ご提案させていただいているものは、生活保護受給者で居所がない方々の入所先の話ということで、別の話でございます。

財源につきましても、これまでも同様のスキームで動いていますので、当然23区の共同処理でございますので、都が何か負担しているということでは、法定で4分の1負担するケースはあるのですが、基本的には23区の共同事業という形で進んでおりますので、体制が強化されるにつれて、若干の運営費増等の可能性は考えられるところではございますが、これ自体で都から区に普請を振ってくるとか、そのようなことではございません。

#### ○石田（秀）委員

分かりました。ありがとうございます。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問はございますか。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

今の財源というところでは、生活保護と基本は一緒と考えて、国が75%の区が25%、ホームレスなどということであれば、東京都が25%ということと考えていいわけですね。その確認が1点と、それから、今浜川荘が120人の定数になっていると思いますけれども、その浜川荘でも、実際に加配されて体制を取っているのか、浜川荘の現在の職員体制を教えてくださいということと、浜川荘でそのように救護施設の対象になるような人というのは、具体的にどのような方が、どの程度いらっしゃるのかということも教えていただけたらと思います。

○櫻木生活福祉課長

まず、都費と区費に関しましては、生活保護法と同様のケースでございます。

それと、浜川荘自体の定数につきましては把握できていないのですが、現時点で各区で3人加配がついているという状況でございます。

定数は120人です。

○鈴木（博）委員長

よろしいですか。答弁をお願いします。

○櫻木生活福祉課長

答弁としましては、浜川荘につきましては3人の加配がついているという状況と、定数につきましては、現在120人ということで、あと救護施設の対象となられる方につきましては、現在の状況ですと2名程度ではないかということが、一応現場の感じです。

○鈴木（ひ）副委員長

120人に対して職員体制何人で、3人加配がついているのかということをおひとつ教えていただきたいということと、あといろいろな相談を受ける中でも、例えば介護の、独り暮らしはもう無理だよという方で、だけれども特別養護老人ホームなどには入れないという、そのような方は、結構今の状況だと、浜川荘などというようにはなかなかないと思うのです。それで、すごい遠くの地方の、本当に安い有料老人ホームに入ったりとか、そのようなことになったり、あとは本当に地方の住宅型有料老人ホーム、私も実際にその地方まで視察に行ったこともありますが、本当に大きな一軒家のところに、一部屋に何人も入っているというような、そのようなところの施設に、品川区の生活保護を受けながらそのようなところに行っている方というの、今もたくさんいらっしゃると思うのです。そのような方が、今度は救護施設に入れるようになるというふうに考えていいのか。その辺のところの対象者が、具体的にどのようになるのかというようなことを、もう少し具体的にイメージできるように教えていただきたいと思うのです。

あと精神の方も、実際にかなり妄想が激しくて、隣の方などとかかなりトラブルを起こして、ほかにも移れないし、もう行くところがなくてどうしようというような、そのような方というのは結構たくさんいらっしゃると思うのです。そのような方も救護施設などにも入れるようになるのか、その辺のところも教えていただきたいと思えます。

あと区内にも、さくらハウスやSSSなど、無料低額宿泊所というものがありますよね。そのようなところも、本来であれば浜川荘のようなところに入ってもいい人なのではないかなという思いがするのですが、そのさくらハウスやSSSなど、区内にも、ちょっと本当に劣悪な、人権問題になるような環境の中で、生活保護を受けながら生活をしている人がたくさんいると思うのです。そのようなところをどう考えていくのかということも、併せて伺いたいです。

○鈴木（博）委員長

今回、これは要するにウイングを広げるということだから、ほかの施設のことに関する評価はちょっとずれてくると思うので、一応今回の議案に関することに関してご答弁をお願いします。

○鈴木（ひ）副委員長

そのような方が入れるようになるのかという、そのようなところでお願いします。

○櫻木生活福祉課長

まず、浜川荘の人員体制ですが、すみません、浜川荘120名体制の人員体制については、現時点で

数字を持っていないのですけれども、基本的には現在の指導員数は5名でございます。それに3名の加配がついているという状況でございます。

それと、具体的な対象者像としましては、先ほど申し上げましたとおり、お一人で生活することが困難な方で、生活保護の受給要件を満たされている方で、様々な調整の上、施設のほうに入れるという方になりますので、個々の状況で判断させていただくという状況かと思っております。

あと、いわゆるSSS、無料低額宿泊所に入られている方につきましても、定数と、あとは充足状況とご本人の状況、施設の状況がかみ合えば、入れる可能性は当然あると思っております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

本当に行き場所がなかなか大変な状況というのは、生活保護の方はすごくあると思うのです。だから、そのような方が入れる施設になるのかどうなのかということが、もう少し見える形にできたらいいなと思ったのですけれども。

浜川荘は指導員5名で、そこに加配3名ということですが、先ほど更生施設は100人に対して14人の職員体制ということでしたよね。だから、浜川荘は既に14名以上の職員体制にプラスして3人いるという、そのようなことでされているということではないのでしょうか。

それから、そのようなところでいえば、医療の必要な、身体的・精神的に医療の必要な方が入れるような施設というところになると、例えば介護福祉士ですとか、看護師ですとか、ドクターは嘱託医というように言われていましたけれども、その辺のところはすごく必要になってくると思うのですが、その定数は、先ほど100人に対しての28人のスタッフということなのですから、介護職員と看護師の定数がどれぐらいなのかというようなところも教えていただきたいと思えます。

#### ○櫻木生活福祉課長

浜川荘に関しましては、120人ということで、当然定数、100人定数以上の人員を確保された上で、さらに加配が3人ついているという状況でございます。

また、救護施設については、28名中、介護職員が17名、看護師1名という配置になっています。

#### ○鈴木（博）委員長

よろしいですか。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

分かりました。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○鈴木（博）委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

#### ○石田（秀）委員

賛成です。

#### ○若林委員

賛成です。

#### ○せお委員

賛成です。

○石田（ち）委員

議案には賛成なのですが、やはり更生施設が必要な方もいますし、救護施設が必要な方もいますので、更生施設をなくしていきながら救護施設ではなく、やはり更生施設も残しながら新たに救護施設をという形が望ましいのではないかなと思いますので、そうした意見を付して賛成です。

○木村委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○鈴木（博）委員長

それでは、これより第78号議案、特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務の変更および特別区人事及び厚生事務組合同規約の変更について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

ここで会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時31分休憩

○午後1時33分開会

○鈴木（博）委員長

ただいまより、厚生委員会を再開いたします。

---

(9) 第64号議案 令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）

○鈴木（博）委員長

次に、(9)第64号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾高齢者福祉課長

それでは私から、第64号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）のうち、災害等非常時における介護事業者連携によるしくみづくり検討についてをご説明申し上げます。

恐れ入ります。まず初めに、補正予算書をお手元にご用意いただければと思います。

補正予算書の、該当の部分が14ページ、15ページの見開きのところでございます。こちらに表が3つございますが、そのうちの一番上の表でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢者福祉費でございます。15ページの右側のほうに参りまして、節のところです。負担金補助及び交付金、金額は1,000万円ということで、歳入と同額でござ



います。説明欄、在宅高齢者支援事業といたしまして、介護事業者地域連携体制検討助成を実施するものでございます。

それでは、資料のほうにお戻りいただけますでしょうか。この先、資料に沿って説明をさせていただきます。

1、背景でございます。近年、各地で発生しております大規模災害、また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症等の影響下におきましても、いかに介護サービス事業を継続していくかが課題となっております。また、今年度、介護保険関連法令等の改正によりまして、介護事業者に非常時における業務継続計画（BCP計画）の策定が義務づけられました。こうした中、東京都が本年度から3か年度を対象期間といたしまして、比較的規模の小さい介護事業者が地域で協力することで、安定的な事業運営を行い、介護サービスを継続的に提供できるよう、地域の中核となる事業者を中心とした連携体制構築に取り組む区市町村を支援するための費用を補助する、このような事業を開始したところでございます。このたび、この補助事業を活用して、2に記載の内容の事業を実施するものでございます。なお、この東京都の補助事業ですが、東京都は今年度の当初予算にて計上しておりますけれども、実際に各区に申請手続等の詳細が示されたのが今年度に入ってからというところでございますので、今回補正予算としてご提案をさせていただくものでございます。

2の実施内容でございます。大きく3点記載をしております。（1）大規模自然災害等の発生時に、あるいは感染症のまん延時等においても、各介護事業者が安全を確実に確保できる協力・連携体制を構築するためのしくみづくり、これの検討を行うものでございます。（2）小規模事業者が業務継続計画を作成するに当たりまして、より実効性の高いものをつくることを支援するものでございます。（3）といたしまして、今年度、災害時における個別計画の作成が、区の努力義務化とされたところでございます。福祉部はこれまでも防災課と連携しながら、このテーマを進めているところでございますが、特に個別計画の作成におきましては、支援者の調整、これが最大の課題となっております。そこで、今回のしくみづくりによりまして、この災害時における支援体制について、効果的な支援の在り方を検討していくというものでございます。

3、補正予算額でございます。金額が1,000万円でございます。歳出は、全体調整を行う事務局となる事業者へ、補助金という形で交付することを想定しております。なお、歳入ですが、東京都の介護事業者の地域連携推進事業費補助金を活用予定でございまして、補助率が10分の10、東京都のほうから1,000万円の交付を受ける、このような予定であります。

#### ○松山障害者福祉課長

それでは引き続きまして、私から第64号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出、障害者福祉課所管分についてご説明申し上げます。補正予算書の14、15ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費につきまして、5,000万円を計上させていただき、社会福祉基金積立金にするものでございます。

先ほどご決定をいただきましたものでございますが、品川区の障害者福祉の進展に役立ててほしいとの寄附の申し出がございまして、基金を設置するため、5,000万円を計上するものでございます。

#### ○高山健康課長

それでは引き続きまして、歳出、健康推進部・品川区保健所所管分についてご説明申し上げます。先ほどと同様、補正予算の資料の14ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健予防費につきましては、8億480万円を増額し、76億

9,183万3,000円とするものでございます。

右側、15ページの説明欄をご覧ください。予防接種費では、新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目）といたしまして、ワクチン接種経費、コールセンター経費など、8億480万円を増額するものでございます。以上によりまして、1項保健衛生費の総額は109億2,614万2,000円とするものでございます。

引き続きまして、詳細の説明は担当の課長よりご説明申し上げます。

#### ○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

私からは、第64号議案、新型コロナウイルスワクチン追加接種経費（3回目）について、お手元のA4判の資料に基づきまして、説明させていただきたいと思っております。

9月22日に、厚生労働省による自治体向け説明会の中で、追加接種について提示がございました。それに基づきまして、今回補正予算のほうを上げさせていただいております。

まず、2の対象でございます。2回目の接種完了から原則8か月以上経過した18歳以上の希望者ということで、厚生労働省のほうから示されております。計算しましたところ、全体で29万7,000人が品川区の対象になります。

事業期間につきましては、12月1日、明後日12月1日から令和4年9月30日までとなりますが、今回の補正予算分は年度末、令和4年3月31日分までの経費について計上させていただいております。

事業内容でございます。2回目接種完了者へ接種券を送付いたしまして、病院、それから診療所、区が設置する集団接種会場等で追加接種をおこなう経費でございます。ワクチンはファイザー社製、モデルナ社製。モデルナ社製については、今後薬事承認が下りる予定となっております。なお、接種は8か月経過した者より接種可能となるため、医療従事者は令和3年12月より、区民が（令和4年）2月より、追加接種が可能となる計算でございます。

補正額でございます。追加接種体制の構築、接種対象者のうち今年度に接種時期を迎える区民数、およそ8万人というふうに試算をしております。この8万人に対して、3月までに必要な経費を見込みました。8億480万円となります。

内訳でございます。コールセンター業務等で3億2,690万円、この中で、コールセンター経費は2億8,800万円、接種券の印刷で3,890万円でございます。その他、チラシないしワクチンの配送業務等々で990万円、集団接種会場運営業務委託といたしまして、4億200万円、個別接種業務委託といたしまして6,600万円を見込んでございます。

なお、初回接種との主な変更点でございますが、まずコールセンターの終了時刻を19時まで延長いたします。また、個別接種を含む医療機関での接種を主といたしまして、集団接種会場ではモデルナ接種を中心としまして、あと夜間帯も含めて接種をするなど、医療機関での接種を補完するという形で運営をしております。また、予約システムについても、新しいものに切り替えるものといたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

#### ○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

まず、介護事業者連携によるしくみづくりについてですけれども、いろいろ検討されていくということですが、イメージができるようにと思ってお聞きしたいと思います。

まず、この比較的小規模な事業者の計画、業務計画の作成ということで、そのような事業者は、対象事業者というものはどれぐらいあるのかということと、あと、この実施内容の（１）のところに、協力・連携体制を構築するためのしくみづくり検討ということで、これは具体的にどのような、協力・連携する体制をつくる検討会や協議会などをつくれるのかということと、あと補正予算の額のところで、全体調整を行う事務局となる事業者へということで、事務局はどこなのか、取りあえずまずそれを伺いたいと思います。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まず、今回のこちらの事業で、対象となる事業所の数でございますけれども、あくまでもこれから始めるものですので、予定ということになります。現時点では、一応120ほどの事業所を対象にというように考えてございます。

それから、資料の実施内容、2の（１）のしくみづくりの具体的な内容でございますけれども、まずは大きく基本圏域6圏域ごとに、120と申したのは、1圏域当たり20事業所ぐらいの緩やかなグループをつくらせていただいて、そこに核となる、リーダーと言っていいかどうか、中核的な役割を担う事業所を、こちらのほうから指定させていただくか、あるいは手挙げ方式にするかということはこれから詰めていきますが、そういうところを考えております。それで、そこに対して私どもが事務局を指定させていただいて、その事務局を通じて、各圏域ごとの緩やかなグループに対してやり取りをさせていただきたい、このような具体的なイメージを持っております。

それで、3点目の事務局でございますが、今のところ、NPO法人の品川ケア協議会のほうに、その事務局機能をお願いしたいというところで、今検討を進めているところでございます。

#### ○石田（ち）委員

そうすると、この1,000万円というものは、品川ケア協議会にだけ係る補助金、入る補助金なのか、この補助金がどのように使われるのかということを知りたいのですけれども、では区には入らない、1,000万円全てがケア協議会に充てるものになっていくのかということと、あとこの、3年間の期間の補助金ですので、この1,000万というのは1年間のものではなくて、2021年度の予算で、丸々1年度で見たらもっと入る補助金なのか。それから、なぜ品川ケア協議会にしたのかということと、どのような組織なのかということ、それと、その品川ケア協議会の方に、どのような人員体制で事務局を担ってもらおうのかということを知りたいと思います。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まず、補助金の内容でございますけれども、今回のこの提案させていただいている内容、これを、今お話ありました品川ケア協議会のほうに、事務局経費として補助金という形で交付する、こういったことを想定しております。これは東京都の要綱がそのような形に、立てつけになっているというところもありますので、このような形だと思っております。大きいところはやはり人件費です。この事業を構築するに当たって、専属の方を、固有の職員を雇っていただく必要がございますので、まず、そこが大きくなっていくかなと思っております。

今回のこの1,000万円ですが、期間としては今年度、令和3年度としての事業経費ということになりますので、また、その先については、また改めてということになります。

それから品川ケア協議会でございますが、こちらは品川区内の事業所の有志が集まっているところでございまして、こちら私どもがいろいろなところで研修事業をお願いしたりですとか、あるいは実際に事業も委託して、お願いをさせていただいているところもございまして、本当に区内の、品川の介護事

業所の状況をよくご理解いただいておりますというところもありますので、今回この東京都の要綱を見たときに、この事務局機能は品川ケア協議会にお願いをすることが一番効果的、効率的に執行できるといように判断をいたしまして、今回のこのような事業スキームに至ったというところでございます。

#### ○石田（ち）委員

そうすると、今の説明だと、品川ケア協議会に固有の職員を雇ってもらう。それで、この実効性の高い計画作成を支援するということですが、品川ケア協議会そのものにそのようなノウハウがあるのか、それともこの固有の職員の方がそのようなノウハウを持っていてやっていくのか。それで、6圏域つくるわけですが、そこにこの事務局が入っていくという形なのですか。それとも皆で集まる感じになるのか、ちょっとどのような形で計画作成までに至るのかというイメージをしたいのですが、お願いします。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まずノウハウは、基本的にケア協議会も様々なノウハウをお持ちだということは我々も認識していますし、今回、各事業者がそれぞれに持っているノウハウというものを出してもらいたいというような狙いも、あります。もちろん、その大本の指示出しをさせていただくのは、私ども品川区の高齢者福祉課です。それぞれのノウハウを持ち寄りたい、そして、何というのですか、効果をさらに大きいものにしていきたい、このような狙いも今回持たせていただいております。

それから、実際の進め方なのですが、まだこれという、がちとしたことは決まっていないのですが、これからの部分もありますが、イメージとしては、品川ケア協議会を核にさせていただいて、そこから各6圏域の中核となる事業者と連絡を取っていただいて、直接集まるというやり方ももちろんです。このコロナ禍ということもありますので、オンライン形式でやらせていただくということも、これは当然視野に入れてございます。

いずれにしても、区がいて、品川ケア協議会がいて、品川ケア協議会からその6圏域の中核となる事業者と、まずいろいろ検討、課題の洗い出しですとか、それから研修会、勉強会、このようなことをやっていただく。そこに、私どもが品川ケア協議会に指示出しをさせていただく、このような立てつけで、今回考えています。

#### ○石田（ち）委員

そうすると、この補助金は、1の背景のところの最後にあるのですが、連携体制構築に取り組む区市町村を支援するための費用を補助ということで、こうした事務局機能を区がやったとしたら、区に補助金が入るとい、要は区が事務局をやろうとすれば、そこに補助金が入るとい仕組みとしても捉えていいのでしょうか。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

東京都の要綱では、区市町村が事務局を兼ねるとい想定にはなっておりません。事務局を外に委託なり、補助という形で、そのような事業構築をした区市町村に東京都が補助をする、このような立てつけになっておりますので、区が事務局を担うという想定にはなっていません。ただ、そうはいいまして、では実際に、全く区が関与しないなどといことはもうあり得ませんので、その大本の制度設計、それから、どういったやり取りを進めていくかという詳細な打合せといものは当然に必要になってきますので、そこはしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

#### ○鈴木（博）委員長

よろしいですか。

ほかに何かご質問はございますか。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

補助金なのですが、今年度で1,000万円ということだと、これがいつから開始になるのかなど。これが12月の最終本会議で通ったとして、来年1、2、3か月で1,000万円というような形で考えていいのか。そうすると、来年度はそれの4倍くらいの補助金が出ると考えていいのか。そのようなことで考えると、1か月300万円くらいになると、人員体制というものはどのくらいの体制が取られるのか、その辺のところも教えてください。

それと比較的規模の小さい介護事業者120事業者ということなのですが、これは種類としては、ヘルパーステーションだったり、いろいろと入ると思うのですが、120事業所の種類を教えてくださいと思います。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まず今回は、この後議会にお諮りをして、議決をいただいた後に事業をスタートさせるというところでございますので、当然予算をいただけたときにすぐに進められるよう、内々では、もう準備は進めておりますけれども、正式なスタートとしては、現実的には12月の下旬から年が明けてというところになろうかと思っております。

それで、まず予算額ですが、今年度は令和3年度として東京都から1,000万円頂けるという見込みを立てておまして、やはり人件費のところが一番大きくなってまいります。先ほど固有職員をというように申し上げましたが、あくまでも予定ではありますが、非常勤職員を5名ないし6名程度採用していただくような形で考えているところでございます。それから、令和4年度につきましては、基本的な東京都の補助金の上限が1,000万円ということになりますので、それを超えて、区が持ち出しをしてといいますか、上乘せをしてというところは、やり方としてはあろうかと思っておりますが、現時点では、令和4年度も1,000万円の中でどう組み立てていくかというところを今、予定をしているところでございます。

それから事業所でございますが、東京都の事業概要の資料にも「比較的規模の小さい」という表現があるだけで、そのほかというのは特に定義つけというものはないので、ということですので、ただ、規模の小さい事業所といったら、まず基本的に、例えば訪問系サービスや通所系サービス、こういったところがまず中心になってくるのかなというふうに見立てております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

そうしますと、比較的規模の小さいということで、このようなBCP計画などをつくっていくということだと、もう既にそれ以外のところというのはできているというように考えていいのでしょうか。ちょっといろいろと調べていたら、厚生労働省のほうで業務継続ガイドラインというもので、介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドラインというものと、それからあと介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染発症時の業務継続ガイドラインというものがあつたのですけれども、それは具体的に、このようなところで計画をつくれればいいですよということがいろいろと出ていたのですが、このような形でつくっていくということを、私たちとしてはイメージを持てばいいのでしょうか。それというのは、ではこの比較的小さいというものの以外のところというのは、もう既にできているので対象にならないのか、そこの状況というのも教えてください。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

比較的規模の小さいというところをどこで線を引くかというところは、いろいろ考え方があろうかと思

うのですが、まずBCP計画に関して言えば、我々のほうでちょっと把握をしているのが、やはりスタッフの数が少ない事業所ほど、いろいろ計画をつくるに苦労されていらっしゃるという、そのような状況があることが、今回事業を組み立てようと思った理由の1つでございます。

今紹介していただいたように、国のほうも様々なガイドラインを出していたり、研修も企画したりということで、それになぞっていけばつくれるような立てつけには、国のほうもしているのですが、計画に当たっては、ちょっと資料にも書かせていただきましたけれども、やはりより実効性の高いものをつくっていただきたいというところから、このような事業を提案させていただいております。

あとBCP計画ももちろんなのですが、大規模災害があったとき、それからコロナに代表される感染症、大規模なこういった感染症が起きたときには、やはり1つの事業所だけでできることというものは、なかなか限られてくる場面もあるのではないかと。実際あるのです。ということで、やはり事業所同士の横の連携が今後ますます大事になっていくのではないかとということで、そのために、横の連携を取るためのきっかけとなるものをつくりたいということで、今回提案をさせていただいているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

そうすると、今回対象にしないところというのは、もう既にこのようなBCP計画などもできているので対象にしないということなのか、その辺のところはどうなっているのかということと、それから、実施内容のところには、地震等災害時における個別計画の作成が努力義務化されているということで、ここも進めていくということも入っていますよね。これというのは、ケアプランをつくる事業所に個別計画をつくってくださいということが、もう既にお願いされていて、1件当たり幾らという形で計画をつくるとというようなことで、ケアマネジャーのほうに既に要請されているということはあると思うのですが、それは、でも支援者というところがここにも課題と書いてありますが、実際問題そのところがなかなかうまくいなくて、できてなくて、それをどのようにして進めるかということも、今回の中で具体化していきたいという、そのような中身で考えていいのでしょうか。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まず、こちらの補助事業の対象となる事業所の考え方ですけれども、何度も繰り返して恐縮なのですが、「比較的規模の小さい」というのは、まず東京都の事業概要の資料にそれが入っているというところがあるので、まずベースはそれにあるのです。ただ、では、ある程度の規模の事業者から相談をいただいたときに、対象外ですよということは、もう保険者として、これはあってはいけないことだと思っておりますので、それは補助事業の対象にするかどうかというところはありますけれども、そこはきちんと、相談がいただいた場合には、しっかりと計画の実現に向けて必要なサポートをさせていただきたいと、その必要があると思っております。

個別計画については、昨年度から始めておまして、今年度もケアマネジャーのご協力をいただきながら進めております。その中でやはり支援者、実際に災害時等に高齢者の方たちをどうやって安全に避難をさせる、誰がするかというところ、やはりここが本当に大きな課題の1つになっています。そのときに、1人の高齢者に複数の介護サービス事業者が関わっている方というのも、決して少なくありません。そのようなときに、ばらばらに個別計画の作成を進めるよりは、ある程度こういった事業で、介護事業者が顔の見える関係をしっかりと構築して、Aさんについてはこのようにしようというように、1対1ではなく、高齢者1人の方に対して複数の事業者がうまく有機的に関われる、こういった関係をつくっていききたいという、そのような狙いもこの事業には込められております。

## ○鈴木（ひ）副委員長

はい。ありがとうございました。

個別計画の支援者をどうするかということは、本当にもう常にずっと課題になっていますので、そのようなところを連携を取りながらやっていこうということはすごく大事なことだと思います。ぜひ検討して進めていただけたらと思います。

あとは補助金の立てつけがそうになっているということで、今回「比較的規模の小さい」というようなところになったということが分かりました。ほかのところからも要請があった場合は、区としてもサポートをしていくということなのですけれども、区としても、全ての事業者を対象にして把握をして、このような計画をつくっていけるということでの把握もしながら、支援をぜひしていただきたいと思います。

## ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問はございますか。

## ○石田（秀）委員

今のところなのだけれども、ぜひ個別計画は、昨年度からケアマネジャーを集めて、一緒に研修をやっているのではないですか、スキルアップしようという。あれが1つの横の連絡。変な話、ここには鈴木博先生もいらっしゃるけれども、医療などでもよくそのような話があるのですが、なかなかできなくて、品川区が本当に介護事業者の、特にケアマネジャーを集めてやり出したのは、私の記憶では60人とか70人ぐらい来てやっていると思うのだけれども、それは非常にいいことだと思っていて、あれをぜひ育ててもらいたいなと思っています。

それから先ほどの事業者だけれども、品川区は全部把握しているのではないですか。だって、もうPCR検査を介護事業者にやるときに、3回やったわけですよ。だけれども、あれきちんとリストもあったし、それも全部やって、その事務局も品川ケア協議会はやってくれたわけではないですか。だから、それはもう実績があるわけだから、それはできるのだろうけれども、ただ今度この中身が大変ではないですか。そのような、ただPCR検査のチェックをするのと、わけが違うから。そうすると、その辺のところは、先ほど非常勤職員でも五、六人を呼んでと言ったのだけれども、だからもう1回、せっかく品川ケア協議会という組織があるのであれば、そのメンバーの強化というものも多分必要なのです。事務局の強化とともに。だから、この辺のところをぜひもう一度、この機会でもらえれば。全体の名簿はあるわけだから、横の連絡が大分取れると思うのです。6つぐらいに分けてやっていくのであれば。それはぜひ期待をするので、よろしく願います。要望しておきます。では、意気込みだけ。

## ○宮尾高齢者福祉課長

まず、今回この個別計画の策定を進めるに当たって、実は今年度、ケアマネジャーたちを対象に研修会を、やらせていただいております。今のところ延べ5回開催をいたしまして、約200人のケアマネジャーに受講をいただいております。こういった、やはりこれまで、ここまで防災というテーマに対して深く掘り下げたことは、なかなかまとまった時間が取れなかったもので、今回このような時間をいろいろな方のご協力をいただきながら実施できたことは、本当に大きな一歩を踏み出せたのかなと思っています。

それから今回、この事業は品川ケア協議会にお願いする理由の1つとして、これまで、昨年度からPCR検査事業を区の独自事業としてやるに当たって、品川ケア協議会が事務局となってくれて、本当

に各事業所の状況をしっかりと把握してくれたおかげで、短時間でいつも滞りなく実施をできると、こういった実績も、今回この事業を品川ケア協議会にお任せしたいという理由の1つでございます。

それから、この事業を通じて、品川ケア協議会の事務局としての機能強化といいますか、このようなものも、少しでもこの事業を通じて補強できていたらなと思っております。

やはり委員おっしゃっていたように、この事業は東京都も基本的に3か年度取り組んでほしいというように言っているぐらいの、一朝一夕にクリアできる課題ではない、そのような課題に向き合っていきたいと思っておりますので、そこは時間をかけるところはしっかりかけて、丁寧に検討していきたいと思っております。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問はございますか。

#### ○高橋（し）委員

B C P計画の重要性は認識していて、今ほかの委員からもあったように、計画を策定することは大切だという話がありました。

それでちょっと分からないのは、例えば1,000万円をこの事業者、品川ケア協議会にお渡しして、それでB C P計画がどこまで立てられたか。3か月ですからどこまで立てられるか分からない。120事業所全部はちょっと厳しいのかもしれませんが、補助金を交付した評価というか、それは、極端な話、1か2の事業者しかできなかつた。それでも人件費のあれですから、お渡しすることになるのですけれども、その成果の評価の仕方ですか。簡単に全部のところはB C P計画ができるわけではないので、どのような形で、翌年度も含めての計画になるのだと思うのですが、その辺どのような思いで、この事業を進めようとしているのでしょうか。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

成果指標というところでございますけれども、まず今年度については3か月ということで、かなりできることも限られてきてしまうところも、物理的にあろうかと思えます。ですので、今年度は、もちろん検討は検討で進めていくのですが、東京都はやはり全体3か年度はしっかり取り組んでいただきたいということも、補助金の立てつけとしてなっておりますので、まず今年度はその土台をつくらせていただきたいと思っております。

それで、もちろんB C P計画を、参加する事業所全てのところがしっかりつくれるということが最終的な目標ではあるかとは思いますが、それ以外に、連携をどのように計っていくかということも、なかなか数値的なところで計っていくことが難しい部分もあろうかと思えます。これに関しては、3か年度が終了した時点で、当然ですが、東京都のほうに報告を求められておまして、そこに、区も実際に行って説明をするということが、補助金交付の条件というふうになっております。ですので、そこも含めて、どういったゴールを設定していくかということは、これからの、品川ケア協議会も含めて、あと東京都とも協議しながら進めてまいりたいと思っております。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございます。品川ケア協議会だけでは非常に難しいので、今お話あったように、区のほうで協力してといいますか、うまく詰めていって、今お話あったように、3年度終わった段階で全部の事業所が計画できるように、非常に大変な作業だと思うのですが、よろしくお願ひします。

#### ○若林委員

ちょっと確認ですけれども、東京都のこの1,000万円の枠でやるのは、今の報告も含めて、実施



内容の（１）だけでいいのですか。それとも（２）（３）も、東京都に報告なり、成果なりをお話するという事なのかということ。どうしても品川区の大中小様々な介護事業者のざっくり総数を、今、１２０という数字ばかり出ているのですけれども、全体としてどのぐらいの事業所があるのかも、確認をお願いいたします。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まず、東京都の、そういった報告ですとか、補助金の対象となるのは、あくまでも今回の資料の実施内容に記したところの（１）から（３）、その全てが補助の対象となりますので、ということは、当然に報告の必要も出てくるのかなというふうに捉えております。

それから、対象となる事業所数でございますが、こちら、まずは１２０を当面の設定値として考えておりますけれども、そもそもその前提となる事業所がどのぐらいかというところでいいますと、ざっくりした数字ではあるのですが、２８０から３００ぐらいの事業所数があるのかなと思っております。ですので、その中で、どこまで対象を広げるべきなのかというところは、検討の余地があるかと思うのですが、一方であまりにも拡大をし過ぎてしまうと、事業の進捗自体に影響が出かねない。このいただいた予算の中でしっかりとできるには、その辺も適正な規模というものがあろうかと思っておりますので、まず、その辺は補助金を使ってできるところと、あとはそこから得られた成果を基に、その先につなげていく部分と、少し分けて考える必要があるのかなと思っております。

#### ○若林委員

そうすると、今の２８０から３００というものは、東京がいう比較的規模の小さい事業所が、品川区にはそのぐらいあると。大きいものは、本当に大きな法人や株式会社は抜けていますよというふうに理解をいたしました。

当初１２０で進むのですが、特にこの（３）の個別計画の絡みで、支援者の調整等が課題で、複数の事業所が１人の利用者というのですか、被保険者の方に関わっている。すると、その１２０の中で、ほぼ収まらない事業者が、その枠の外に２８０から３００とか、大規模なところも当然関わっていらっしゃるわけですので、その辺の考え方は、必要に応じて、そこは１，０００万円がどうのこうのではなくて、個別計画を実効性あるものにするために、そこはしっかりウイングを広げてお声がけをしてという、いわゆる実効性のあるものを目指しているということで、また、それを品川ケア協議会にもしっかりと伝えて、決してあなたは１２０の外だから、品川区の、東京都の補助金の外だから、ここには今回の計画とは違うよと、そのようなことがないということの確認を。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まさに今、委員おっしゃるとおりでございます。実際に補助金を使っての仕組みとしての１２０、ちょっと１２０が独り歩きしてしまうとあれなのですが、その１２０が、場合によっては、例えばこの場面では１５０になるかもしれませんし、それはもうテーマによって、当然委員おっしゃるように複数の事業所、その複数の中に、もし１２０に入っていない事業所がいたら、そこは関わっていただくというような、それはちょっと、どこまでを補助事業とするかというところ、やはり東京都から補助金を頂く関係で、一定程度の線引きは必要かもしれませんけれども、それはそうとしても、では入っていないから知りませんよということは、それはもう決してあってはいけないことだと思っております。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問はございますか。

#### ○せお委員

1点、ワクチンの3回目のところの6に主な変更点とあるので、ちょっとそこだけお聞きしたいのですが。

「医療機関での接種を主とし」とあるので、集団接種会場は1回目、2回目よりは減らすという理解でよろしいのだと思うのですが、私も看護師としてちょっと従事させていただいて、決算特別委員会でもお伝えしましたがけれども、集団接種会場というのはちょっと連携しにくいというか、その日その日で従事者が違って、減らしていただいたほうが、スムーズに行くのかなと思っているので、そちらはよろしいかなと思うのですが、その今回、3回目の集団接種会場なのですけれども、それはもう前回と一緒に、薬剤師が薬剤を準備して、医師が問診で、看護師が打つというところで変わらないのですか。そこだけ教えてください。

#### ○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

集団接種会場での運営については、医師が予診、看護師が接種、そして薬剤師が分注という流れは、基本的には変えない方向で、今、調整を進めている状況でございます。

#### ○せお委員

ありがとうございます。集団接種会場をなくせとか、そのようなことは考えていないのですけれども、やってみて、看護師会というものがないので、看護師の意見が伝わらないというか、私も3回従事して、2回目のときには看護師ノートというのができていました。連絡ノートのようなものが。多分皆さん、こうしてほしいのだけれどもというようなものが伝わらなくて、ちょっとやりにくい部分があったりしたので、看護師の意見を聞ける場というものは引き続きつづけていただきたいなと思って、そこは予算は要らないと思うので、ぜひそこをちょっと気に留めていただきたいなと思って、そこだけ要望します。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言はございますか。

#### ○石田（ち）委員

ワクチンは、この2回目接種完了から原則8か月ということで、6か月に前倒しというようなものも報道されましたけれども、品川区は8か月ということでいいですねということと、あと事業内容のところにファイザーとモデルナが書かれていますけれども、これは選べるという形になるのか。3回目は、別に1回目、2回目と同様ではなくてもいいということも言われていると思うのですが、それは選べるのかということと。あとコールセンターは、まず何台で何人体制でやっていくのかということ。あと8か月以上経った方から順次打っていくということになると思うので、当初のような混乱はないと思うのですけれども、混乱についてはどこまで想定をされているのか、予約サポートなどもまた今回もやるのか、その辺を一気に聞きましたけれども、お願いします。

#### ○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

では、順番にお答えさせていただきます。

まず8か月、6か月のお話ですが、これ品川区はということではなくて、国のほうで一括して決められていることで、原則8か月を経過した者というように示されております。一部6か月で打てる場合というのが示されたばかりでして、それは保健所内でクラスターが発生するとか、特別な事情のみでございます。その場合も、都道府県を通じて厚生労働省と協議をして、6か月で打てるかどうかということ厚生労働省の判断によって、接種ができるかどうか諮っていただくということになっておりますので、これは全ての自治体に共通でございます。品川区が8か月を選んだということではございませんので、

そこについては、どうぞご認識のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

ワクチンにつきましては、基本的に個別接種会場のほうをファイザーでというように、現在は検討はしております。集団接種会場のほうはモデルナを中心に、場合によってはファイザーもということを考えております。もちろん交差接種が国として認められておりますので、打ちたい方が選べるような状態になるのではなかろうかというふうには考えております。この辺は、今後検討とか、調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

コールセンターにつきましては、1月、今もそうですが、50回線で19時までの体制で行いたいと考えております。

混乱等々についてなのですが、順次、8か月を迎えないと接種ができないという縛りができましたので、例えば品川区の場合、自分で予約を取って2回目接種を完了した方が、一番早い日にちが6月14日でしたので、その8か月後ということは2月14日ということになります。なので、一番早くても、予約を取った方は2月14日以降の予約という形になります。この予約の取り方や受け方は、現在どれが一番いいかということは検討は進めておりますが、基本的に順番に、期日が来ないと接種ができないということになっておりますので、予約等々も分散するような方向で、現在うまくいく方法を検討しているところでございます。

予約サポートについても、地域センターを含めて、本庁舎も含めて、現在調整等々を進めておりまして、そちらの方向で現在検討を進めております。

**○鈴木（博）委員長**

明日、所管事務調査があるので、そのときに新型コロナウイルス感染症については、ワクチンも含めて詳細な説明があると思うので、そのときに議論を深めていただければと思います。

ほかに何かご質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木（博）委員長**

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

**○石田（秀）委員**

賛成です。

**○若林委員**

賛成です。

**○せお委員**

賛成です。

**○石田（ち）委員**

賛成です。

**○木村委員**

賛成です。

**○高橋（し）委員**

賛成です。

**○鈴木（博）委員長**

それでは、これより第64号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木（博）委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

---

2 その他

**○鈴木（博）委員長**

次に、予定表2のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木（博）委員長**

特にないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後2時23分閉会